

座 談 会

裁判員裁判における

弁護活動の現状と課題

— 裁判員裁判を中心に —

(平成26年 3 月19日 法テラス本部会議室に於いて)

特別寄稿・座談会を終えて

市民が主体となる

刑事裁判への展望

宮 本 康 昭 法テラス本部調査研究室専門員
弁護士

本座談会は、判例時報社のご厚意により、「判例時報2219号」において先行して掲載されている。同社におかれては本誌で掲載することについてもご快諾をいただいております、同社のご高配にこの場を借りて御礼申し上げます。

(編集人 法テラス特別参与 佐川孝志)

座談会 裁判員裁判における弁護活動の現状と課題 —裁判員裁判を中心に—

(平成26年3月19日 法テラス本部会議室に於いて)

平成26年5月に施行5年を迎える裁判員裁判における弁護活動の現状と課題をテーマに、刑事弁護に焦点を当て、裁判員裁判の現状・問題点・改善方策等について、最高裁判事局、法務省司法法制部、日弁連、法テラス、刑事法研究者による座談会を行った。

出席者（敬称略。役職は当時のもの）

高橋康明 最高裁判所事務総局刑事局第一課長

松井 洋 法務省大臣官房司法法制部参事官

前田裕司 日本弁護士連合会国選弁護本部副本部長

村岡啓一 一橋大学法学研究科教授

神山啓史 法テラス裁判員裁判弁護技術研究室長

和田 恵 法テラス茨城法律事務所スタッフ弁護士

司 会

宮本康昭 弁護士（法テラス本部調査研究室専門員）

あいさつ 梶谷 剛（法テラス理事長）

はじめに

裁判員裁判の現状認識

公判前整理手続の運用状況

国選弁護態勢の整備弁護技術の課題と研修の重要性

あいさつ

○梶谷 法テラス理事長（当時）の梶谷剛でございます。本日は裁判員裁判における弁護活動の現状と課題についての座談会に出席いただき、心からお礼申し上げます。

さて、司法を身近にする司法制度改革の大きな柱の一つとして、平成16年5月28日に、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が成立、平成21年5月に施行されました。法テラスも時期を同じくして、総合法律支援法が平成16年6月4日に成立した後、平成18年4月に設立されました。

本年5月に裁判員裁判は丸5年を迎えます。最高裁判所が裁判員経験者に対して行ったアンケート調査では、裁判員になる前は、約半分の人が「やりたくない」「あまりやりたくない」と回答していましたが、裁判員裁判に参加した後は、94%の人が「非常にいい経験と感じた」「いい経験と感じた」という積極的評価をしています。裁判員裁判制度は社会に根づいていると感じられます。そのような裁判員経験者の同じ調査においては、弁護活動については必ずしもいい評価をされていません。しかも、それが年々多くなっているという重大な問題が我々に突きつけられているように感じられます。

法テラスは国選弁護等関連業務を担っており、今日、大半の裁判員裁判は国選弁護事件です。法テラスは現在230人のスタッフ弁護士を擁しており、当初からスタッフ弁護士は裁判員裁判の重要な担い手として期待をされました。これにこたえるべく、法テラス本部には、本日ご出席の神山弁護士を室長とする裁判員裁判弁護技術研究室を置いて、スタッフ弁護士の技術指導を行い、また、その支援をしているところです。

法テラスもまた日弁連、弁護士会や、契約弁護士などどのように連携をしていくかという課題が突きつけられていると考えています。

本日は、大変お忙しい中を最高裁判所、法務省、日弁連、法テラスから、そして一橋大学の村岡教授にご出席を賜り、本当にありがとうございます。この座談会が、裁判員裁判における弁護士活動の現状と課題についての理解

が深まり、よりよい裁判員裁判制度となる契機になることを期待しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに

○司会(宮本) 進行役を務めます宮本と申します。法テラス本部の専門員で調査研究室に所属しております。司法制度改革の時期には、日弁連の立場で司法制度改革の関係の窓口をしておりました。したがって、裁判員裁判制度の論議については、審議会の時期、それから、その後の制度設計についてもかかわってまいりました。よろしくお願いします。

○高橋 最高裁刑事局第一課長の高橋です。現在の一課長という職に就いて丸2年です。最高裁に来る前は広島地裁で刑事事件を担当しておりまして、そのときに裁判員裁判も経験いたしました。今は刑事局の課長という立場ですので、全国の裁判員裁判の運用についてバックアップをするという仕事をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松井 法務省大臣官房司法法制部で参事官をしております松井でございます。私の今の立場ですが、私の所属する部が総合法律支援法を所管しており、法テラス予算等の責任部局であるということで、法テラスの所管官庁としての参加ということになります。したがって、裁判員裁判を実効的に動かしていくに当たって、法テラスや法テラスに所属する常勤弁護士をどう活用していくかというような立場になろうかなと思います。そういう意味では、私は検事でございますけれども、いわゆる対立当事者としての立場というよりは、法テラスを活用していくというような立場で意見を申し上げることになります。

ただ、個人的にはそれなりに裁判員裁判には関与しております。平成15年度は法務省刑事局刑事法制課に、平成16年度は大臣官房秘書課に在席して裁判員裁判の立法過程に関わりました。平成22年度から平成24年度は東京地検特別公判部に所属していました。同部は、いわゆる裁判員裁判対象事件の捜査・公判を行う部署で、私は、刑事本部係といって、警視庁捜査一課が特別



◎高橋康明

最高裁判所事務総局刑事局第一課長
司法修習47期、平成7年東京地方裁判所、
24年最高裁判所事務総局刑事局第一課長、
26年東京高等裁判所

捜査本部を立ち上げた事件、すなわち事件発覚時点で犯人が判明していないなど犯人性に問題がある殺人事件について、主任検事を担当する立場にありました。

○**神山** 弁護士の神山です。約30年間、刑事弁護を専門に仕事をしてきました。裁判員裁判の実施前から、裁判所、検察庁、弁護士会でやった模擬裁判についてかかわってきました。その後、実際に裁判員裁判も数件担当しました。これまでの刑事弁護で苦しんでいたことを考えれば、裁判員裁判は非

常にいいものだと実感しています。

法テラスの関係では、法テラス発足時からスタッフ弁護士の研修の講師を務めるとともに、今は法テラス裁判員裁判弁護技術研究室の室長をしています。スタッフ弁護士から裁判員裁判を受けたときに相談を受けて、それにアドバイスをするという仕事と、スタッフ弁護士全体に対する刑事弁護の研修を主に担っています。

○**和田** 弁護士の和田と申します。平成23年の6月に法テラスのスタッフ弁護士として茨城県の水戸に赴任しました。東京弁護士会で4年ほど弁護士をした後、裁判員裁判事件の弁護にかかわりたいという思いがあって、法テラスのスタッフ弁護士になりました。

きょうは法テラスのスタッフ弁護士としての現場の中での率直な意見を申し上げられればと思います。

○**村岡** 一橋大学法学研究科教授（現特任教授）の村岡です。法科大学院で刑事実務を弁護人の立場から教えてきました。平成14年4月に一橋大学に赴任しましたが、それ以前は、25年間、札幌を拠点に刑事弁護を中心に弁護士

をしておりました。

裁判員裁判については、制度発足のときから、この制度が、従来、私自身も苦しんできた自白中心の日本の刑事司法を改革するきっかけになるのではないかという観点から、雑誌等で賛成意見を述べたり、あるいは、制度創設期の検討会の日弁連バックアップ委員を務めたりしてかかわってきました。創設後は、教員として、韓国、中国、台湾といった東アジア諸国から日本の裁判員裁判を研究しに来た留学生を指導するという形でかかわってきました。

私自身には裁判員裁判の経験はないのですが、ロースクールでは模擬裁判が必修になっておりますので、派遣検察官と一緒に裁判員裁判を想定した模擬裁判を実施してきました。また、先ほど述べました留学生たちが実際の裁判員裁判を見るために「裁判員ネット」といった民間の調査機関のメンバーになっておりました関係上、留学生の目から見た裁判員裁判の評価には通じていると思います。

○前田 弁護士の前田でございます。現在、日弁連の国選弁護本部副本部長、裁判員本部副本部長、取調べの可視化実現本部副本部長、刑事弁護センター委員、刑事戦略総合会議の委員など、刑事関連の委員会に多数所属しております。

裁判員裁判との関連では、裁判員制度が議論される過程での日弁連裁判員実施本部の委員、政府の検討会での日弁連委員に対するバックアップ会議の委員を務め、制度発足以前から日弁連の中で、裁判員制度に関する委員として活動してきました。

裁判員裁判が実施されたときは、日弁連刑事弁護センター委員長の立場に



◎松井 洋

法務省大臣官房司法法制部参事官
司法修習46期、平成6年東京地検検事、
24年法務省大臣官房司法法制部参事官

あり、主として刑事弁護人の立場から裁判員裁判が刑事手続全体に与える影響、特に、村岡さんのお話に出た、自白中心の裁判がどう変わるか、捜査の改革がどうなるかについて関心を持っておりました。

また、取調べの可視化実現本部の副本部長として、取調べの可視化が裁判員裁判の実施によってどのように動くのかについても関心を持っておりました。また、市民が判断者として裁判に関わることによって、刑事裁判のルール、合理的な疑いを超えた証明がなければ有罪とすることができないとのルールの適用がどう動くかにも関心を持っておりました。

日弁連裁判員本部では、制度が発足した当初から、制度見直しを含めた3年後検証委員会を作り、裁判員制度を常に再検証していこうという立場で議論をしておりましたが、その委員会の責任者を務めました。

また、私自身も年に1回程度、すべて公訴事実を争う否認事件をやった経験がございます。それから、神山さんの話にあったとおり、裁判員裁判を契機として、法廷弁護技術の研修とか、刑事弁護戦略という観点からの研修が日弁連や各弁護士会で組織的に実施されていますが、その研修にも若干関わったことがございます。



◎前田裕司

日本弁護士連合会国選弁護本部副本部長
司法修習29期、昭和52年弁護士登録（東京弁護士会）

裁判員裁判の現状認識

○司会 どうもありがとうございました。

では、裁判員裁判の現状をどうとらえるかというところから入っていきたいと思います。

きょうの座談会は、テーマにも掲げましたように、裁判員裁判の中でも特に弁護活動に焦点を当てたいと思っております。そこで、まず、弁護人として弁護活動を行う上での現状認識を示していただいて、そこから議論に入り

たいと思っています。公判廷の問題から取り上げることにはしますが、公判廷でのいろいろな問題、論点を分けることはしませんので、どこからでもお話しいただければと思います。

まず前田さんからお願いします。

○前田 これは誰の評価も同じなのだと思いますが、裁判官裁判のときには、予備知識なしに法廷傍聴をしても、傍聴人には、裁判で何をやっているのかさっぱりわからなかった。ところが、裁判員裁判では、特に冒頭手続から法廷で傍聴していれば、この事件では何が争点となり、どのような展開になるかが、傍聴席でもわかるようになった。そういう意味で、裁判官裁判時代の書面中心の裁判から、公判中心の裁判へとまさに劇的な変化が生じました。このことを、私は、高く評価しています。

しかも、裁判員裁判が実施される前は、本当に国民の支持が得られるかについていささかの不安もあったわけです。裁判員に選ばれることについての不安があり、裁判員をやりたくないという人が相当多数になるというアンケート結果も出ていましたので、心配もあったのですが、いざやってみると、裁判所に相当なご努力いただいた結果であろうと思いますが、裁判員の方が非常に熱心に審理にかかわっておられる。そして、裁判員になった方のうち大多数が、裁判員裁判に参加してよかったと評価をしておられる。そういう意味で、裁判員裁判は順調にスタートし、一定の成果を上げてきていると評価しております。

ただ、裁判員裁判が始まる前には法曹三者が協力して模擬裁判などを実施し、私も2回ほど模擬裁判を経験しましたけれども、その当初のころの熱



◎村岡啓一

一橋大学法学研究科教授

昭和51年から平成14年まで弁護士（司法修習28期）。14年から一橋大学大学院法学研究科教授（現特任教授）



◎神山啓史

法テラス裁判員裁判弁護技術研究室長
司法修習35期、昭和58年弁護士登録（第
二東京弁護士会）。

意というものが、時の経過により、ややもすると、薄れてきていて、かつての書面中心、書面に頼っていたような法廷活動が出てきたのではないかと思います。私自身が、ある裁判員裁判を傍聴して感じたのですが、法律家に慣れが生じたせいか、当初のころの法廷で見たこと聞いたことを前提にして事実を認定する、できる限り書証に頼らずに法廷での供述を中心にやりましょうという姿勢がやや後退したような印象を

受けたことがございました。

また、私が委員を務めた「裁判員制度に関する検討会」が法務省で開かれたとき、ある通訳人の方からのヒアリングで、その通訳人が、「最初は証言の通訳が多かったが、最近は調書の朗読の通訳ばかりしています。時によっては1日そればかりやっていました」という趣旨のことを言われて、そんな実態があったのかと。私自身そういう法廷には遭遇しておりませんので、驚いたこともありました。ただ、最近は少し持ち直しているように思えますが……。

公判中心の裁判といっても、常に検証していかないと、書面中心の裁判に戻ることがあると思っています。いろいろ議論がありそうで、難しいのですが、今の捜査の在り方が変わらないと、いつでも書面主義に回帰する危険は常にあるというのが私の意見です。

◎司会 弁護人の立場でもう1人。神山さん、法テラスの立場でというよりも、ご自身で法廷活動をなさったことのある弁護士として公判廷をごらんになってどうですか。

◎神山 私は裁判員裁判を高く評価しています。今、前田さんが言われたよ

うに、公判中心主義になるというのは非常にいいと思います。30年間ずっと裁判官が法廷では心証をとらずに、たくさんの証拠を自分の部屋に持って行ってじっくり読んで、心証をとって判決を書くというのはおかしいとずっと思っていました。それが法廷の中で直接話を聞いて、そこで心証をとるという方向になってきたのは非常にいいことだと思います。

前田さんが言われなかったことを少し指摘しておきます。一つは、量刑データベースが裁判員裁判とともに、判検弁が共通して使えるようになったことです。これまで量刑というのは、原田國男さんなどが言われているように、裁判官の頭にしかない量刑相場をもって、ブラックボックスの中で評価をしていた。それが一つの目に見える資料を基にして議論が戦わされるようになったということは非常に画期的なことだと思います。

事実認定の関係で言えば、裁判員裁判になったことによって、選ばれた市民の人たちに対して、裁判長がどの事件でも少なくとも1回は口に出して、無罪推定の原則など刑事裁判のルールを述べなければいけないことになったことです。口に出してしゃべるということはかなり意味のあることで、そういうことが刑事裁判のルールを根づかせていくことに役に立っていくのだらうと思います。

確かにここ5年間やってきて、前田さんが言われたように当初の刑事裁判を変えていくんだという熱意が若干薄れて、慣れてしまった時期があったことは全くそうだと思います。一時、書面主義に回帰して、このままでいいんだらうかと思ったんですが、そこは少し持ち直してきたというのはそのとお



◎和田 恵

法テラス茨城法律事務所スタッフ弁護士
司法修習60期、平成21年弁護士登録、23
年法テラス茨城法律事務所に所属（茨城
県弁護士会）

りだと思います。この持ち直してきたのを今度こそは崩さないで、このまま公判中心主義にしっかり持っていければなど、今、自戒も込めて考えているところです。

○村岡 前田さんと神山さんに対する質問です。お二人のお話を聞きますと、一時期、書証への依存傾向があったということですね。「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（平成24年12月最高裁判所事務総局）の17頁にも「書証への依存傾向があるのではないか」ということが書かれております。ところが、お二人とも「今、それが持ち直してきた」とおっしゃっているのですが、それは単なる印象として述べているのですか。それとも何らかの根拠があつてのことなのでしょうか。

といいますのも実は、私もその回答を期待していたのですが、なにか根拠がほしいなと思っていたところ、今回、最高裁からいただきました「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成26年1月末・速報）」（63頁）を見ますと、平均取調べ証人数の推移というのが表8にあって、自白事件の証



◎宮本康昭

法テラス本部調査研究室専門員
司法修習13期、昭和48年弁護士登録（東京弁護士会）、平成13年日弁連司法改革実現本部本部長代行、25年法テラス本部調査研究室専門非常勤職員

人の人数が増えて、最新のデータでは2人になっているのです。それから、否認事件のほうでも増えていまして、4・5人になっています。確かに自白事件についても否認事件についても、証人の取調べ数を見る限りは増加しているように見えますが、これはお二人が述べた書証への依存傾向が反省されて、慣れがまた元の熱意の方に戻ってきていると言っているのでしょうか。

○前田 熱意があるかどうかは別として（笑）、裁判所のスタンスが変わったことは確かです。私は、2か月に1回の割合で開かれる、東京三弁護士

会、東京地検、東京地裁の法曹三者の裁判員協議会に最近まで参加していましたが、1年半以上前に、裁判所は事実上争いのない事件でもできるかぎり証人で行うと明確に言っております。検察庁が、当事者が供述調書でいいと言っているのに裁判所がどうして証人採用をするのかと、裁判所と検察の間で論争があった場面に遭遇しています。刑事法ジャーナル36号（成文堂）に掲載された齋藤啓昭千葉地裁判事（当時）の論文「公判中心主義からみた裁判員裁判の運用」においても、裁判所が意識的に証人尋問を実施したと書いてあります。私自身は争いのある証人多数の事件ばかりなので直接には体験していないのですが、法曹三者協議会に参加したほかのメンバーの話によると、争いのない事件で確かに一時期の書面に頼る傾向が変わったということでした。そこで、私は先ほどのように述べました。

○和田 私自身が担当する事件は、自白事件が比較的多いのですが、自白事件でも、証人を呼ぶことに対して裁判所が積極的だという印象をもっています。弁護人側が証人を請求するという意向を示したときに、検察官が消極的な意見を述べる中で、争いのない事実であっても呼ぶべきだという裁判官の訴訟指揮の下で証人尋問が行われるケースを経験しています。

もう一つが、きょうのテーマは裁判員裁判ですが、その影響が裁判員非対象事件にも及んでいると感じています。水戸地裁では、法曹三者の勉強会が定期的に行われているのですが、その場である裁判官が、「裁判員裁判とそれ以外の事件をダブルスタンダードでやる必要はないと認識するようになった。」と発言されていました。非対象事件も書証ではなく口頭でやるべきだという認識を持っておられる裁判官もいると感じています。

○高橋 否認事件で供述調書が不同意になった場合に証人が出てくるというのは今までと変わらないんですけども、自白事件について、裁判員裁判が始まった当初の時期は、供述調書を弁護人が同意すると裁判所はそれをそのまま採用して供述調書の内容の朗読が法廷で行われていたことがありました。裁判所のほうでは、それは本来にあるべき刑事裁判の姿なのかということを考えました。つまり、事実認定の判断あるいは量刑の判断にとって重要

な事実については、直接、証人の口から聞くべきなのではないか。例えば、犯罪の被害者であったり、目撃者であったり、共犯者であったり、あるいは、犯行に至るまでの道行きをよく知る関係者であったり、これはやはり直接聞くべきだろうと。重要な事実については、直接話を聞き、時には疑問点について問い質し、そうすることによって、判断権者として、初めての確な心証をとることができるのではないかということです。まさに公判中心の裁判の実現を目指しています。裁判所は、検察官や弁護人にもその趣旨を理解してもらいながら、自白事件でも重要な事実については証人を採用するようになっていきました。

ただ、前田さんや神山さんが持ち直してこられたとおっしゃるのは、そうした当初から比べると自白事件における証人の採用数が増えたという点では、そのとおりなんです。先ほど村岡先生が指摘されました表8を見ましても、最近、0.8で頭打ちになっているんですね。0.8という数字をどう評価するかというのはいろいろな見方があると思うんですけども、一つの裁判でも対象事件が幾つも併合されて審理されている場合があれば、各事件ごとに証人を呼ばないときちゃんと心証がとれないこともあるし、事件が単体であっても場合によっては被害者と道行きを知る人とか、それぞれのテーマについて聞かないとよく心証がとれないという場合もあるかもしれない。

一方で、被害者の場合、性犯罪の被害者の方などは公判廷に来て供述することによって、さらに精神的な負担がかかるというような場合は無理をしないというふうな運用でやっていますので、そういう事情があつて証人を採用できないケースもあります。

しかし、そういうケースを差し引いても、先ほど述べたように一つの事件で複数の証人を呼べる場合が相当数あり得ることを考えると、もう少し数字が伸びてもいいのではないかという感じがいたします。現場の裁判官はたいへん頑張っているんです。頑張つてはいるのだけれども、両当事者に人証中心の意義・重要性をよく理解してもらい、もっと働きかけができていけたらいいなと思っております。

それから、もう一つ、先ほど、和田さんから、水戸でダブルスタンダードはよろしくないというという裁判官がいるというお話を聞きました。とてもいいお話を聞かせていただいたなと思います。我々刑事事件を担当する裁判官が裁判員裁判を運用しながら何を考えているかという、裁判員裁判をよりよくしようということのみならず、実はもっと大きなことを考えています。つまり、裁判員裁判の運用を通して、あるべき刑事裁判の姿を実現していこうではないかという意識です。そういうことですので、当然、裁判員裁判でやっていることがスタンダードであり、ほかの事件にもその意義はつながっていく、こんなイメージでやっています。

○司会 そのほかに、先ほど出たのでは、例えば量刑データベースの話などについて。

○高橋 先ほど公判中心主義のお話があったので、その関係でさらに続けますと、確かに書面依存を打破しようということで自白事件でも供述調書が少なくなってきたという側面があります。これは評価できると思います。ただ、実際に証人尋問をやってポイントをついた尋問がなされて、本当に必要なことをちゃんと聞けているのかという、疑問があります。検察官は、供述調書に書いてあることを単に証人の口から引き出そうというような尋問を行うということが往々にしてあります。一方で、弁護人は公判供述と捜査段階の供述との違いについて、揚げ足をとる。要するに形を変えた書面依存がまだ見られます。これを変えていかないと本当の意味での公判中心主義とは言えません。

次に、これは弁護技術の関係なのですが、裁判員や裁判官からすると、証人尋問を聞いていて、何でそのような尋問をしているのかという関連性がよくわからないということがあります。このことは裁判員の方からよく聞きます。裁判員等経験者に対するアンケート（調査結果ダイジェスト裁判員〔平成25年1月～12月〕）（64頁）を参考にお配りいたしましたが、問4の「弁護人の法廷活動に対して感じられた印象」の4番目がまさにその問いになっていますが、約3割の人が「証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容

がわかりにくかった」と回答しています。ここを改善していかないといけません。被告人のためにも、あるいは、法廷での訴訟活動がきちんと機能しているかという観点から見ても、まだまだ不十分と思っています。

私も実際に裁判員裁判を担当しましたがけれども、裁判員の方は論理的な思考をされる方が多いですし、健全な良識を持たれている方が本当に多いです。そうすると、何であんなことを弁護人は聞いているんだろう、それはどういう意味なんだろうと訝しがります。今やっている裁判との関係、例えば、被告人の刑をどうするべきかというのがテーマになっているのに、あの質問から引き出している供述が、刑を決めるのにどういう関係があるんだろうと、そんな疑問を持たれます。その挙げ句、本当に意味のある供述が引き出せない、あるいは出てきたとしてもぼけてしまったとしたら、それは被告人のためになりません。そのあたりもまだまだ努力をしていただかないといけないなと思っております。

それから、量刑データベースの関係ですが、実際の評議の場面では必ず量刑データベースを用いて評議をいたします。裁判員と裁判官が量刑データベースを用いて議論をする以上、検察官も弁護人も同じ基礎資料を頭に入れて論告なり弁論なりをしていただかないと効果的ではありません。

これまた一つ注文なんですけど、事前に量刑データベースを裁判所で閲覧することができるんですけども、どうも弁護人の方の利用数が少ない。これはぜひ見ていただかないと、実効性のある弁論ができないと思います。励行していただきたいと思います。

○神山（弁護人の閲覧は）やっぱり少ないですね。

○高橋 また、量刑データベースの使い方も含めて、裁判員と裁判官の間でどういう評議をしているかということも弁護人の方々は頭に入れておかなければ効果的な活動はできません。要するに、どうやって刑を決めていくのかという量刑の議論のあり方、そのような思考過程を弁護人の方々はちゃんと頭に入れておいていただかないといけません。最近、「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」という司法研究（2012・10司法研修所編法曹

会)が出ておりますので、それをお読みいただくと、なるほどな、こういう思考で刑が決められていくのかということがよく理解できると思います。

○司会 村岡さん、書証への依存傾向が反省されているかという点について、どうお考えですか。

○村岡 裁判所が、裁判所主導といいますか裁判官主導で、本来あるべき直接主義、口頭主義の実現に動いているというのは大変喜ばしい対応ではないかと思います。私自身は、裁判員制度というのは陪審制と参審制の長所を掛け合わせたいわばハイブリッド型で、ある意味で一つの理想型を形作っているのではないかと、つまり、これから少しずつ完成形に向かって進化していくというよりは、最初から完成形ができているような印象を持っています。ですから、ハイブリッド型の完成形をいかにずっと維持していくのかというのが、法曹三者の一番重要なポイントではないかと思うのです。

ところが、年々、裁判員の評価において、わかりやすさの割合が、法曹三者を通じて低下してきている。しかも、一方では書証依存の傾向があるということが指摘されている。私のハイブリッド型という理解からすると、法曹三者は常に最高の完成度で制度を回していかなければならないのに、だんだん法曹三者の質が劣化していくことによって制度がうまく回っていかないということになると、とんでもない悪しき制度になりかねないという危機感を強く持つのです。

どうやって第一世代の抱いた当初の熱意を維持していくか。それが心配であっただけに、これが回復傾向にあるというのは私としては非常にありがたいというか、うれしい今日の報告だったわけです。その意味で、裁判所が直接主義・口頭主義の実現に主導権を握っているというのは、今後ともぜひ進めていただきたいと思います。一方、検察の方では裁判所からの書証依存といった批判に対して反論もあるのかなという気もしますが、その辺の受けとめ方はどうなのでしょう。

○松井 私が公判前整理手続に出席しての個人的な経験に基づく意見になりますが、私が扱う事件は共犯者多数の事件であったり、性犯罪被害者の事件

等様々でありましたが、供述調書、あるいは、刑訴法226条か227条の証人尋問調書まで準備して、これで証明したいというような事件もありました。しかし、公判前整理手続の中で、弁護人が調書の任意性、信用性を争わず、同意するような場合でも、裁判所が調書を採用しない、直接主義で裁判員裁判をやるという形で対応されたことは何度もございまして、裁判所のお気持ちというのは感じるころがありました。

ただ、冒頭、前田先生がおっしゃったような1日中調書を読みっ放しという裁判は今やないのではないかと思います。検察側も調書は必要な部分に絞って請求していると思います。また、書証全般という意味では、証拠が圧縮されるとか統合されるとかで、一般の方がわかりやすい証拠作成が行われるようになったというのも非常に意味のあることだと思います。実況見分調書、診断書、鑑定書等について、難しい複雑な内容の証拠を原型のまま公判に提出していた時代から、それを当事者の間で事前に整理して、必要な部分をわかりやすいように選び抜いて公判に提出できるようになったことについては、裁判が非常によくなった部分であると感じています。

○神山（書証依存に）戻したくないためにどうするかです。一つは、和田さんが言ってくれたように、ダブルスタンダードにしていたのでは根づかない。したがって、裁判員裁判だけではなくて、一般の事件にも広げていく必要があると思います。私の感じは和田さんとはちょっと違って、多くの裁判官はまだそこまでいっていないだろうと思います。裁判員裁判は特別だからそうするけれども、本当は書証が読みたいんだという裁判官はかなりいるのではないか。しかし、裁判員裁判と非裁判員裁判を別途に分けて考えていたら、公判中心主義は裁判員裁判でも根づいていかない。二つ目は、裁判所の中にすべての証拠を不同意にしたりすることは許しがたいという傾向があることです。被害者とか目撃者とか裁判所が考える重要証人については公判で調べたいけれども、例えば証拠を採取した警察官に対してまではどうなのという傾向です。

弁護人が、反対尋問がなかったとしても公判でしゃべってもらうんだとい

う姿勢を示したときに、裁判所が「それはそうですね」というようなことになっていかないと、公判中心主義は本当には根付かないと思います。裁判所が裁判員のためのサービスでやっているような感じになってはだめなんです。

○前田 高橋さんや今の松井さんの話にも関連しますが、確かに公判での供述が中心になっているとはいえ、捜査段階での供述調書で供述内容を固め、刑事訴訟法226条・227条の調書までつくって、その捜査で得た供述の中身を法廷で言わせているだけではないかという現象があります。弁護人は弁護人で、法廷供述とそれ以前の供述とに矛盾があれば、それを一生懸命追求して、供述調書での矛盾した内容を何とか法廷に顕出させようとしているという感じでもないではない。形は確かに公判中心になっているが、中身は専ら供述調書に依存したものでしかないという実態がまだまだあるように思っていて、そこを変えないと真の公判中心主義にはならないのではないかと思います。

そういう意味では、松井さんが述べられたように、検察官は供述調書の作成を工夫されてはおられるようですが、その改革が本当になされているのかどうかについては、私には見えてきていません。確かに鑑定書は法廷に顕出することが前提になっているのだと思いますが、明確に変わりました。供述調書は公判供述と異なるときには請求するつもりで作成しておられるのですが、鑑定書ほど劇的に変わったようには思えません。性格が違うのかもしれませんが、供述調書の在り方を変えないと形だけの公判中心主義になるのではないかと心配します。書面主義に回帰する理由は、供述調書が従前と同様だからではないかと思うのです。

○司会 弁護活動が裁判員裁判に対応し得ているかどうかについて、高橋さんから幾つか指摘がありましたが、それについて反論なり反省はありますか。

○高橋 その前に、裁判官のメンタリティーを一つだけつけ加えておくと、5年たった現在、裁判員制度が安定期に入ったと思っている裁判官はいないと思います。ただ、裁判官のメンタリティーとして何を目指しているのかというと、先ほども言いましたけれども、裁判員裁判をどうするかというだけ

ではなく、あるべき刑事裁判の姿を思い描き、これを常に追求し続けていかなければならないと思っています。ただ、裁判官の中には、そうした意識を強く持つには至っていない者もいると思います。たとえば、証人尋問にしても、供述調書の内容をそのまま尋問で再現させていても、それをそのまま放置してしまう。本来であれば、そこは訴訟指揮で、そんな尋問は許さないというぐらいしてもいい場面で、流してしまうとか。いろいろなところでまだまだ不十分な点もあります。裁判官のメンタリティーも、もっと確固たるものにしていかなければならないと思います。

本日の座談会が「裁判員裁判における弁護活動の現状と課題」というテーマですので、先ほどは弁護人に対する注文をいくつかしましたけれども、裁判所としてももっとしっかりしなければいけないところもありますので、ぜひ裁判所に対する注文とかご意見をいただけたらいいなと思います。

○前田 弁護人の立場から、裁判員裁判で何が変わったかという点、法廷弁護技術を高める必要が生じて、法廷における冒頭陳述や弁論におけるプレゼンテーション、この法廷弁護の場面が最も変わったことだと言えます。

裁判員裁判が実施されることになった時点から、日弁連では、例えば高野隆さんを中心に、弁護士が法廷弁護技術をしっかり習得するための研修チームをつくって、日弁連本部での何回かの研修をやり、各地に出向いての研修をやりました。各弁護士会もそれぞれに研修をしました。そういうスタイルでやってきました。ですから、法廷での尋問についても、その技術を高める必要があるとの意識はみんな持っていて、それなりに努力はしてきているはずですが、高橋さんが指摘されたように、裁判員経験者のアンケートなどを見る限りはまだまだという点、我々の努力が足りないのか、わかりやすさという観点から必ずしも評価されない弁護活動が多いことは事実だと思います。

それにはいろいろな理由があるように思います。何を聞いているのかわからないという理由の一つは弁護の戦略が明確になっていないからだだと思います。これは裁判員裁判に限りませんが、弁護人がこの場で何を獲得するのが明確になっていなければ、誰が聞いても分かるはずがありません。です

から、分かりにくいというのは、弁護人が尋問をするときに、この証人で何を獲得するのかが明確になっておらずに、漫然と質問をしているということに尽きるのだと思います。

ただ、反対尋問でわかりにくい場面も間違いなくあるはずですが。最初から意図がわかったら反対尋問になりません。証人に察知されないように尋問をするのは反対尋問の技術の一つとしてあるわけです。但し、それは一定の場面に限られることであって、尋問を終えたときには、これはああいう意図で尋問していたのだということが理解されなければいけません。

尋問技術についてはまだまだ我々の経験が浅い。裁判員が始まって5年ですが、陪審をやってきた国と明確に違います。書面主義に慣れすぎて、一生懸命書面を書くことのみで我々が力を注いできて、法廷でのやりとりが主たる戦場になった歴史が浅いので、経験が蓄積されていないし、指導する側の層も薄いといえます。ただ、神山さんを含め、熱心な指導者が各地を回っているので、徐々に研修の成果が拡大していくとは思いますが。しかし、村岡さんが言われたとおり、全体として最初のころの熱意がそのまま維持されているかどうか、薄れてきていないかという心配も一方であります。このような技術研修は、常にトップギアでないと維持できない、少しギアを落そうものならぐんと低下する危険が高いので、そこはギアを入れ直してやり続けなければいけないなと思っています。

○村岡 関連しますけれども、ロースクールでも尋問技術の教育が非常に重要だということは認識しています。しかし、特別な尋問技術のスキルアップのための科目がないのです。私のいるロースクールでは刑事模擬裁判が必修になっているので学生は尋問をする機会があります。そこで学生はいかに尋問が難しいのかということを体験するわけですが、裁判員裁判を前提にして、裁判員の人たちが理解できる尋問をきちんと行えるだけの技量をロースクールで身につけさせることができていないかと、できていません。

最近では、ロースクールで尋問技術が教えられていない現実に危機感を抱いた弁護士が、みずから個人的に寄附金を出して寄附講座をつくって、希望

者に尋問技術を教えるというボランティア活動をされています。

本来、尋問技術の習得はシステムとしてロースクールの中で教えられていなければならないのですが、科目の不在については、学生側のニーズという問題もあります。学生はまず司法試験に合格しなければならないので、合格した後に必要となるスキル習得を合格前に前倒しでやるということに対しては、ものすごい抵抗があるのです。とはいえ、ご指摘のとおりでして、裁判員裁判をこれから進めていく上で、尋問技術の習得は最大の課題であって、学生の弁論とか主張のプレゼンテーションは格段によくなり合格点をあげられると思いますが、尋問技術に関する限りロースクールとして十分な教育をしているとは言えないですね。

○前田 尋問技術の習得は、弁護士でも難しいですね。神山さんもおわかりでしょうが、弁護士会では、冒陳、主尋問、反対尋問、弁論と分けての研修を、丸1日、時には2日間とか3日間でやるのですが、冒陳、弁論は、研修の冒頭よりも研修の最後の段階でやると格段に飛躍していることが確認できるのですが、尋問はなかなかそうなりません。尋問は技術の習得が難しいとか、相手があり臨機応変の対応が必要だということが影響しているようです。

私を知るかぎり、検察官を見ているともそういう感じがします。プレゼンテーションはうまいが、尋問は必ずしもそうでもないということがあります。検察官の指導をされている検事とお話をしたら、同様に苦労しているというお話をされたことがあります。

○高橋 スキルアップの関係なんですけれども、法科大学院ではなかなか難しいというのは分かります。ところで、神山さんは、常勤弁護士さんに刑事弁護に関するいろいろなことを教えておられ、その中で常勤弁護士さんが獲得したノウハウとか経験、また、常勤弁護士さんは裁判員裁判をもちろんやられるので、その蓄積もあるんですよね。そうした常勤弁護士さんが核となってほかの契約弁護士さんたちにいろいろと伝授していく。これができるのもっともっとよくなると思うんですけれども、その辺りはどうなんでしょ

うか。

○司会 その論点は座談会の後半の楽しみにとっておきます。

○神山 尋問が一番難しいのはまさにそのとおりで、法科大学院で習得するのは、村岡さんが言われるように難しい。では、司法研修所で習得できるかというと、本当に短い修習期間しかないので、ここでも習得できないですよ。実務修習でも当然できない。そうすると、新人弁護士になったときから弁護士会の中で教育していくしかない。そのためには、継続的な研修をどう組み立てるかになってくると思うんです。

もう一つ、尋問とは別に研修が求められるのが、情状弁護の分野です。正直言ってこれまで情状弁護についての技術とか考え方はほとんどゼロに等しかったんですね。それは裁判所が悪いのです。弁護士、検事は悪い情状といい情状をとにかく出してくださいと、あとは裁判官が自分で判断します、何も考えなくて結構ですということだったわけです。裁判員裁判になって急にそれが変わった。求める結論はこうで、なぜその刑になるのかという理由を裁判員に向かって説明してくださいと、これが情状弁護になってきたわけですね。

そうすると、いわば初めての経験をそこでするわけで、それに対する技術をちゃんと伝授していかなければいけない。例えば生い立ちについていろいろと聞いているけれども、この事件で生い立ちがどういう関係があるんだと、何の関係もないじゃないかと思われると、何で生い立ちを聞いているんだということになるわけです。そうすると、この事件の核となる情状はどこかを見定めて、それが刑を決めるのにどういう理由で影響を与えるんだということを、ケースセオリーとして固める。それを法廷できちんと出す。弁論ではそういう事実がこういうふう to 評価されるから行為態様は重くない。だから、この行為責任の中ではこの程度の刑になるんだというふうなことを論理をもって説明しなければなりません。

初めての経験を弁護士はしていると割り切るべきだと思います。そうだとすると弁護士会のほうは、もっと真剣に情状弁護についての研修を一からき

ちんとやって、それを身につけていってもらおうということではかないと思うんですね。今はまだ、弁護士の中には情状弁護がどんなに大変なものなのかという意識が十分に共有されているとは思えない。「反省しています」「二度とやりません」と言っておけば情状弁護の形はとれるんだと。しかし、それは裁判員には通用しないんだというのはもうちょっと時間がかかるのではないか。ちゃんと教えられる講師陣が、ちゃんとしたトレーニングメソッドをもって研修していかなければいけないんだろうと思いますね。

○前田 しかし、そのような研修には相当の時間が必要です。法廷弁護技術は、いわば、「型」の修得ですから、型を教えれば、その型をまねてやればいい。ところが、弁護の戦略は個別事件ごとに違います。このケースでは何を獲得目標にしてどこをどう攻めるかというのは、具体的なケースを提供し、そのケースを踏まえて一緒に議論しないと力につきません。このような方法での研修は神山さんをお願いしてやったことがあり、私もやりましたが、講師をする立場の人が事前の準備に相当な時間をかける必要があって難しいのです。

だから、神山さんが言う経験というのは、そのような研修をすることですが、研修方法として非常に手間がかかり、受講者も少人数になるという難しさがある。技術的な型のほうは比較的やさしく、「冒頭陳述も弁論も、初めに強く、終わりも強く語ることが肝心」と伝えれば、型はそれなりに修得できます。しかし、戦略は中身の問題ですから、一律に情状弁護はこうやるんですよというようなことは言えません。具体的事例に即して、この事件での情状弁護をどうするかと、これをやらないと力につきません。

○司会 和田さんのご発言で一区切りしましょう。

○和田 自分自身、尋問技術は、まだまだ技術が足りていないと感じています。日弁連が行っている法廷技術研修に自分自身も参加しましたが、研修を2日間受講して、翌日からそれを実際の場面で使っているかということ、残念ながら必ずしもそうではありません。裁判員対象事件以外の事件、1回結審で終わるような事件でも、乙号証は1回結審の事件でも不同意にして、被告

人質問を先行させて、日頃から尋問を行うというふうに、弁護士の側も考え方を変えないといけないんだろうなと思います。

公判前整理手続の運用状況

○司会 公判前整理手続について、弁護人の側から、どのような活動をしてきたのか、また、どのような問題があるかについて、お話し下さい。

○前田 公判前整理手続が導入されたことによって、弁護人からすると、証拠開示が権利として請求できるようになった。このことは弁護人にとって大変な変化です。長い間、我々は裁判所に開示命令の申立てをすることを通じて、検察官から幾許かの書類の開示を受けてきましたが、法律の規定に従い、類型証拠開示請求や主張関連開示請求をやれば、例外的には、開示によって弊害が生じるとして検察官とのシビアな対立が生じる事件もまだありますが、多くの事件では弁護人が得ようとする証拠のほとんどの開示を受けて、検討できるようになった。これはすごく大きなことです。これにより、弁護人は公判における争点を公判前に提示することができるようになったといえます。

ただ、争点をどのように形成するかについて、まだ習熟していない弁護士も一定数存在していて、裁判所から批判を受けたりしていることは間違いないと思いますが、公判前整理手続が導入されたことによって、争点整理が進み、証拠を絞り込み、ベストエビデンスが法廷に顕出されることになった。これは弁護人の立場としてもいい裁判の形ができたと思っております。ただ、裁判所から法曹三者協議会の席上などで、全体として公判前整理手続が長くなっていると、必ず言われるのですが、私としては、証拠開示手続がもう少しスムーズになされれば、間違いなく短くなると考えています。

○司会 長くなるということを裁判所から言われるのですか。

○前田 言われます、もうちょっと何とかありませんかと。特に争いのない事件で長くなっていることは、数値が明瞭に示しています。その解消のためには、先ほど指摘した証拠開示の問題を解決することがありますが、それに

加えて弁護人が主張に慎重になっていることも要因として考えられるので、そこも検討する必要があるかもしれません。公判前整理手続では、いったんした主張を撤回しても、そのことを不利に取り扱われたりしない、行ったり来たりで構わない、最後の争点整理で収まればよいはずです。しかし、弁護人には、公判前整理手続への理解不足もあって、1回主張すると、それがその後に影響を及ぼしてしまう危険があると考えて、慎重になっている人がいるようです。また、方針の大筋を出すのも非常に慎重になっていて、概略であれば後の方針に影響もなく、早く言ってもらえば前に進むのに、ぎりぎりまで言えない、非常に慎重になっているという弁護士がいるとも指摘されます。このような弁護人の対応には、裁判所や検察官の対応によることも大きいと思うのですが、公判前整理手続では、その過程で行ったり来たりすることは予定されており、最後に整理がきちんとできればよいのだとの認識が三者共通になれば、もう少し早くなると私は思っています。

○司会 証拠開示というと検察官がかかわる問題ですけれども、松井さん、個人的な体験として感じている点がありますか。

○松井 証拠開示の問題はデリケートですね。本日は、法テラスを所管している部署を代表して参加させていただいておりますので、私が意見を言うべき立場にはないと思います。法務、検察を代表してではなく、私個人としては、弁護側から主張されているようなさまざまな問題は、警察、検察のガバナンスの問題ではないかと思うところが多くて、証拠開示制度を変えることによって全て解消するような問題ではないと感じています。

今の公判前整理の中で開示システム自体は機能していると思っています。ただ、一方で公判前整理手続が長いというお話がありました。私事になりますが、警視庁捜査一課から送致を受けるような事件は、複数のロッカーを必要とするような大量の記録があるような事件ばかりです。当然のことながら、このような事件についても、弁護人から類型証拠の開示請求がされますが、開示の対象とされる証拠も大量になるわけです。

類型証拠ですので、もちろん請求によって謄写して開示するわけですから

ども、例えば、DNAとか指紋で犯人性を立証するような事件、あるいは、犯人性について自白があるような事件でも、防犯ビデオの媒体を全部謄写の上、開示するよう請求されるわけです。事件によっては、このような媒体が何百枚とあるわけです。これを検察事務官が複製するわけですが、大変な時間がかかります。

つまり、短期間に公判前整理手続を了し得る事件で、公判前整理が延びる場合があるとの個人的な印象を持っています。

○高橋 先ほど神山さんが情状弁護がうまくいっていないのは裁判所の責任だというお話がありました。私もその側面はすごく大きいと思います。裁判所側の問題点としては、おそらく三つぐらいあると思います。

一つは、先ほど神山先生がおっしゃっていた、当事者に情状に関する資料を何でもいいから全部出させて、あとは裁判所で判断しますよという、これまでのスタンス。この点について付加すると、これまで判決書の量刑の理由もよろしくなかったですね。被告人にとって良い情状、悪い情状を総花的に並べて、以上を総合すると主文の刑が相当であると書くことが多かったです。これでは弁護人もどれが大事な事情だったのか後から振り返ってもわからないですよ。裁判所では、こうした記載を変えようということを意識的に取り組んでいます。量刑の基本的な考え方に沿って評議を行い、判決書の量刑の理由で、どうして主文の刑を導いたのかという実質的な理由をきちんと示そうという取り組みです。ただ、まだ不十分なところもあるので、引き続き努力していかなければいけないと思っています。当事者には量刑の判断にとって重要なものに絞って主張・立証をしてもらい、判決書も総花的ではなく、刑を導いた実質的な理由をきちんと示す。そのように裁判所が変わっていけば、これがまた弁護活動にも当然還元されていくので、よりよくなっているのかなと思います。

二つ目が、今、話題になっている公判前整理手続の関係です。自白事件において、裁判長によっては、「本件の争点は情状である」で争点整理を終わらせてしまうような人も中にはいます。そして、証拠はそれぞれが出したい

ものを出させて全部採用すると。これをやっているとメリハリのある公判審理はできません。今回の事件では、どこをポイントとしてとらえて、そのポイントをどう評価して量刑をしてほしいのかということを、両当事者それぞれに明確に意識してもらって、争点及び証拠の整理を進めていく必要があります。例えば、今回の事件の犯行に至るまでの道行きは、検察官はこう見ており、要は被告人のほうが圧倒的に悪いんだと。一方、弁護側からは、そうではない、被害者にも大きな落ち度があるんだという形で、対立点が見つかり、まさにその点についての判断が量刑の上でのポイントになりますので、その点を意識して主張と証拠を出してもらおう。こういう公判前整理がきちんできていれば、公判審理もきちんとメリハリついた形になると思います。裁判官の中にはこの点についてまだきちんと頭が整理できていないという人もいるのではないかと思います。

それから、三つ目が、先ほど前田さんがおっしゃった、弁護人が主張を出すのに慎重になりすぎるという点。これも、一部には裁判所の責任もあります。裁判所が柔軟ではないとすると、たとえば、弁護人が一度主張して、後にこれを変更した場合に、裁判所が「何で主張が変わるんですか」などと言って追及するようなことがあると、弁護人はなかなか早期に主張を出せないですね。やっぱり裁判所は、柔軟な頭で、そして、検察官、弁護人とはきちんと信頼関係を築いていかないといけないと思います。また、証拠開示の運用ですけれども、従前と違ってきているのは、検察官は、請求証拠を開示する際に、類型証拠開示請求がなされたら当然開示するであろう証拠を併せて開示するというのが現在の運用です。そういう検察官がほとんどですね、今は。

○松井 そうでしょうね。

○高橋 こうした運用により公判前整理手続はだいぶスムーズになります。それで弁護人が欲する証拠すべてが出るわけではないんですけれども、とてもいい運用として機能しています。

○村岡 検察官の任意開示について、昨年の12月に日弁連倫理委員会と私

が責任者であるプロジェクトとが主催したセミナーで、ピーター・ジョイ（Peter・Joy）教授と検察官出身のブルース・グリーン（Bruce・Green）教授が、アメリカの検察官による証拠開示の理論と実務について紹介されました（一橋法学13巻2号掲載予定）。そのときに出たのが任意開示でした。アメリカの場合、日本と違って地区検察官（District Attorney）は選挙で選ばれて独立性があるのですが、その検察トップのポリシーによって、オープンファイルシステム、すなわち証拠の全面的事前開示をする検察庁もあるそうです。しかも、そうした検察庁がだんだん増えているのだそうです。

グリーン教授は、「日本の場合、任意開示はもっとやりやすいじゃないか。日本の検察庁は単一の組織で、非常に均質性を保っているのだから、検察トップが現場の検察官に『君たち、手続が長期化するようだったら任意に証拠を開示しなさい』と言言え、日本ではかなり任意開示が進むのではないか』と言っていました。先ほど来、日本の検察官も任意開示をしているという紹介がありましたが、ある意味で、日本の検察官にも、アメリカと同じように、ミニスター・オブ・ジャスティス（Minister of Justice）、日本流に言うところ「公益の代表者」という意識があるので、できるだけ証拠を開示して早期の争点化を実現しようという方向に向かっているのだなと私は理解しました。ですから、公判前整理手続期間の長期化の要因の一つが、証拠開示の段階的なやりとりの時間的無駄にあるのであれば、検察官の側の任意開示は一つの解決策になると思います。

もう一つ指摘したいのは、公判前整理手続のあり方に関連して、先日、3月10日に最高裁の判例（最高裁第一小法廷平成26年3月10日決定）が出ました。全員一致の決定ですが、その補足意見の中で、横田尤孝裁判長が「判断の分かれ目を意識した争点整理」がなされていなかったことを指摘し、法曹三者に対し「裁判員が法廷で見聞きした審理の内容を踏まえて争点等について自らの意見を的確に形成できるような分かりやすい審理の実現に向け、不断の工夫と努力を重ねること」を求めています。前田さんの先ほどの発言によりますと、証拠は出るようになったが、そのあとの争点をどうやって形成

するのが不十分である。別な言い方をすると、弁護側として何を獲得しようとするのか弁護戦略がきちっとできていないというご趣旨でした。この決定では、弁護側の不備に加えて、検察官も裁判官もいながら、漫然と整理手続を進めたため、結局、判断の分かれ目がどこかわからない審理経過になってしまった。法曹三者はこれを改めろということを言っているわけですね。

この指摘は全く正しいと思いますが、弁護に関していえば、問題は、先ほど来指摘されている弁護戦略の重要性、弁護戦略をどのように確立するのかという方法論の研修というか教育が果たしてなされているのかという点にあるように思います。つまり、当該事件の弁護士はそれが十分でなかったということは判例が指摘しているとおりでしょが、だとしたら、それをできるようにしなければならない責任は誰が負っているのか。日弁連なのか、法テラスなのか。判決がいう「不断の工夫と努力」の要請は、そういう問題につながっていくのだらうなと判決を読んで思いました。

○司会 司会が言うのはどうかと思いますが、公判前整理の長期化というのは、裁判所に責任がかなりあるのではないかと私は思っているんですけども、違いますか。

○高橋 私も同じように感じています。まさに進行管理の問題ですので。きちんと主張や証拠請求を出してもらうべき時期に出してもらっていないとすれば、それは公判前整理手続を主宰する裁判所の責任でもあります。あるいは、検察官、弁護人ときちんとした信頼関係ができていないとすれば、それも裁判所の責任だと思います。

○前田 証拠開示の話が出たのでその点に触れます。松井さんの話と関連しますが、私は証拠をリストで管理するようにしたらいいのではないかという意見です、ガバナンスの問題として。リストがないのに証拠の管理ができるのでしょうかということです。私の経験した4件の裁判員裁判の証拠開示手続で、いったん「不存在」と検察官が回答された後に、「ありました」という例が2件もありました。リストをきちんとつくって管理がなされていれば、間違いが生じなかったのではないかと思います。私の経験した例は、決

して故意に隠されたわけではありません。後に検察官自身が、「調べたらありました」と言われたのですから…。それから、現在、法制審で議論されているのは、証拠開示の手がかりとしてのリスト論ですが、リストによる証拠管理がなされていれば、弁護人の証拠開示の手がかりとなるリストの作成も比較的容易にできるのではないだろうかと思います。

○司会 法制審議会での議論の問題はちょっと脇に置いておきましょうか。

神山さん、何か感じていることはありますか。

○神山 公判前整理は基本的にうまくいっていると思っています。裁判所からは長くかかっていると言われますけれども、それについては前田さんが言われたとおりです。もちろん、一律に長いとか短いというのは無理だと思うんですね。事件によって、どうしても長くなる事件もあれば、被告人の個性というのがあって弁護人も苦しんで長くなる事件もありますから、それはやむを得ない。おおむね全体でどう考えるかという、東京地裁の例を見ても大分改善してきました。いわゆる自白事件で特別なことのない類型の事件は、それなりに早くなってきていることは間違いありません。法曹三者の努力によっていい方向に今動いていると私は感じています。

○前田 私も同じです。公判前整理手続で問題が生じているとは認識はしていません。ただ、東京三会での法曹三者協議会をやると、法廷でうまくいかなかったケースが取り上げられ、公判で生じた問題は、振り返ってみると公判前整理の争点整理の仕方がまずかったのではないだろうかというような話になることがあったことは確かです。

○村岡 少し異論があります。お二人は「余り問題はない」と言われましたが、一般事件についてはそうなのかもしれませんが、私が非常に気になっているのは死刑事件です。死刑事件に関して言うならば、公判前整理手続の段階でも検察官から死刑を求刑するかどうかは明らかにされません。事実審理の段階でも事実認定手続と量刑手続が二分されていません。その単一手続の中で犯状のみならず一般情状も含めて審理される。その上で、有罪となれば、最終的に無期懲役か死刑かという判断を裁判員は迫られるわけですね。

私は、公判前整理手続の中で、死刑の相当性判断のための争点化というか、量刑事由の争点化みたいなものをきっちりするべきだろうと思います。しかし、どうも私の見る限りそれはなされていないようです。四宮啓弁護士・国学院大学法科大学院教授がお書きになった論文『日本における死刑量刑手続について』（根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集〔下巻〕所収）でも、同じことが指摘されています。死刑事件に関する限り、量刑上の争点の絞り込みは行為者の特性に着目してなければならないと思いますが、この点は必ずしもなされていないというのが私の理解ですので、あえて、今のお二人の発言で抜けているところではないかと指摘させていただきます。

○高橋 裁判所から見ると、公判前整理手続はそんなにうまくいっているのかというと、まだまだ問題点はあると考えています。全国各地で、法曹三者の反省会や協議会などをやっていますし、裁判所内部でも協議会・研究会をやっているんですが、真の争点がきちんと絞り込めているのかという観点からみると、問題がないとはいえません。例えば、検察官から提出される証明予定事実記載書面が、詳細過ぎたり、あるいは、なぜ書いてあるのかその必要性が不明な被告人の生い立ちや犯行に至るまでの経緯が長々と書いてあるといった例もあります。あるいは、これまた必要性がよく分からない犯行後の被告人の行動が詳しく書いてあったりするという例などもあります。

ときには、弁護人がこれを踏まえて、被告人の言い分と違うとして、事実認定や量刑判断にとってほとんど重要でないところが争いになったりすることもあります。例えば、自白事件において、犯行後の被告人の行動が本件では量刑にはほとんど影響しないのに、そこが争点化してしまい、審理でもその点の立証が比較的厚く行われ、評議もそれに引きずられてしまう。こういうことも現にあります。先ほど前田さんもおっしゃったけれども、振り返ってみると公判前整理手続できちんとやっていたら、こんな審理にならなかったし、こんな判決にはなかったということがありますので、裁判所としては、そこはもっときちんとしていかなければいけないと思っています。

今の点は、別の二つの問題につながっています。一つは、詳しい証明予定

事実記載書面が出発点になるということは、結局は書面依存の問題と裏腹の関係に立つことなんですよ。検察官が証明予定事実記載書面を作成する際には、捜査段階で獲得した手持ちの書面が基礎となるので、それに基づいて詳しく書けば書くほど、結局それが審理までずっと引きずられることになります。公判中心主義のもと、公判で白黒つける裁判をやるんだという意識からすると、証明予定事実記載書面には立証したいところのポイントだけ記載されればいいのではないかと思います。

それからもう一つが、先ほどの長期化の問題につながるということです。捜査段階で得た大量の書面を基に公判前整理手続を進めていくと、どうしても時間がかかってしまう。書面が厚いので弁護側の反論もそれ相応出てきますし、証拠開示の手続やそこで出た書面の閲読にも時間がかかり、それが公判前整理手続の長期化につながるという側面もあります。

○**神山** 先ほど村岡さんが言われたのは全くそのとおりです。公訴事実に争いが無い事件における公判前整理手続の争点というのは、一体何であるのかということはもうちょっと考えなければいけないと思います。極端に言うと、公訴事実に争いが無いんだから、最後の争いは、結論的には、刑を何年にするかですよ。そうすると、検察官の求刑が公判前で明らかになってもいいように思うんですよ。だって、それが争点なんだから。しかし、そこまではいかないと。

そうすると、公訴事実に争いが無い事件における争点整理というのは、本来、何をするとところなのかという議論はもっと高めていかないといけない。その究極にあるのが死刑です。死刑求刑だとなれば弁護側は当然構えます。弁護側が一体どういう方針で何を立証するのか。当然、立証の課題がかなりボリュームを持ってくるわけです。そういうことが公判前の中で合意されないと、非常に薄い公判になってしまいます。それで求刑が死刑、あるいは、評議の中で死刑が念頭に置かれるようなことになってくるとすると、大変な問題になるわけですからまだまだ議論不足だと思います。

○**前田** 検察官の求刑を公判前整理手続で明らかにするかどうか、法曹三者

協議の初期のころに議論されました。ただ、検察官としては絶対に公判前整理手続では明らかにしない、あり得ないとおっしゃるので、それ以上議論が進まなかった経緯があります。

○司会 それでは村岡さん、裁判員裁判の現状について、小括的なコメントをお願いします。

○村岡 今日のお話を聞いておりますと、問題の所在は法曹三者の中でかなり共有されているのではないかと思います。法曹三者の間で「あいつの責任だ、お前の責任だ」という責任転嫁がなされている感じではなくて、「それぞれが課題を抱えている」ということがお互いにある程度見えてきているという気がします。

今後は、運用で解決できる面もありますが、運用で解決するためにはより突っ込んだ議論が必要になってくるのではないかと思います。自白事件、否認事件ともに、証人を公判廷に呼んで口頭主義、直接主義のもとで証人尋問を実施するようになった。これは確かに望ましい方向なのですが、副作用として、どうしても審理時間が長くなります。これは今回いただいたデータを見てもはっきり現れています。

特に、長期化した公判前整理手続をどうやって短縮するのかということが大きな課題になっている中で、公判では書面依存傾向からの脱却という本来あるべき姿に戻っていつている。書面依存傾向からの脱却は大いに評価するべきだけれども、その副作用である事実審理の長期化をどうやって短縮するか。この問題が突きつけられているわけです。そうすると、各論的に、期間短縮のために証拠開示の方法をどうやって合理化するのか、あるいは、弁護側の戦略をどのように明確化するのかといった問題が浮上してきます。特に、死刑事件を見ているとその感を強くいたします。

「判断の分かれ目を意識した争点整理をきちんと法曹三者はやれ」といった最高裁からのお叱りに、法曹三者それぞれが応えるに足るだけの、それぞれの側の研修というか教育というか、そういった問題が新たにクローズアップされてきているのだなと感じました。

国選弁護態勢の整備

○司会 次に、裁判員裁判に伴う弁護の態勢の問題についての議論に入ろうと思います。論点は二つあって、まず態勢の整備状況はどうなのかという問題、それから、もう一つは弁護技術の向上の問題、これまでも若干出ましたけれども、その二つをそれぞれに論議していただこうと思います。まず裁判員裁判に伴う弁護の態勢整備ですね、日弁連と法テラスのそれぞれに語っていただくということになりますが、まず日弁連からお願いします。

○前田 私は日弁連国選弁護本部の副本部長という立場にありますので、私からお話します。ご承知の通り裁判員裁判の大部分が国選弁護で担われています。裁判員裁判の弁護人態勢は国選弁護人の態勢をどうつくるかということになります。ただ、国選弁護人の態勢は、各都道府県の各弁護士会によって実情がさまざまですから、一律にこういう態勢がよいなどと日弁連から号令をかけられるような性質ではありません。各地の実情に応じ、その弁護士の数などに応じて、それぞれの弁護士会が工夫して、よりよい裁判員裁判を実現できる弁護人の態勢をつくろうとしているのが現状です。各弁護士会がどういう態勢をとっているのか、日弁連裁判員本部でも大まかには集約をしております。東京三会や大阪など、弁護士数の多い大単位会では、裁判員裁判対応の弁護人名簿をつくっています。裁判員裁判は被疑者の段階から弁護人が複数選任をされるケースも結構あり、公判では、間違いなく複数選任で行われているのが実情ですが、その最初の弁護人選任を裁判員裁判対応の弁護人名簿に従って選任するというシステムです。大きな弁護士会ではそのような場合が多い。また、裁判員裁判対応名簿がない弁護士会もありまして、その弁護士会では通常の被疑者国選の名簿に従ってやっています。

ただ、最初の弁護人が裁判員裁判対応名簿から選ばれる方法は、先ほど言った大きな弁護士会で行われていますが、そうでない弁護士会であっても、複数選任の2番目につく弁護人の名簿に関しては裁判員裁判に対応するために整備しているところもあります。福岡県弁護士会がそうです。最初の

弁護士は通常の名簿に従って配点するが、2番目の弁護士は裁判員裁判対応名簿から選任するわけです。また、2番目の弁護士は、最初に選任された弁護人のフォローがしっかりできることを目的に、バックアップ名簿を整備している単位会もあります。金沢や青森がそうです。

しかし、弁護士が100人前後の単位会が全国に相当ありますが、そこでは会員全員で国選を担うという姿勢がないと、被疑者国選の対応態勢がつかれないという事情があって、現状では、裁判員裁判に特化した弁護人名簿で配点することができないところもあります。現実には、以上のような方法で運用されているようです。

○司会 神山さんは法テラス全体というわけにいかないから、スタッフ弁護士に関するところに限定してということになりますかね。

○神山 まずスタッフ弁護士の裁判員裁判をやる人たちの養成について、去年から、法テラスに応募する人が決まった時点で、その内定者全員に対して裁判員裁判を積極的にやる意思があるかどうか、やりたいかということ聞いています。去年だと60人のうち十数名ですから、4分の1ぐらいはそういう意欲を示しています。意欲書みたいな書面を出してもらって、そういう人たちを、1年間の養成をする際に、裁判員裁判あるいは刑事弁護をある程度ちゃんと取り組めるような養成先に配置するようにしています。そして、養成する中で、ちゃんと研修を受けて、技量が高まった人については、裁判員裁判が担えるような赴任先に配置するというようなシステムを、去年からやるようにしています。裁判員裁判をやる意欲があり研修を積んだスタッフ弁護士が、現実に裁判員裁判ができる地域で活動できるようなシステムにしようというふうに取り組んできました。

○前田 日弁連国選弁護本部では、全国キャラバンを何回かやって各地の対応態勢の実情を聞いていますが、地域によっては、法テラスのスタッフ弁護士が、裁判員裁判の中核を担っている地域もあるということは間違いありません。

○高橋 先ほど前田さんがおっしゃった裁判員裁判名簿の登載要件は、どの

ようなものですか。例えば、裁判員裁判を経験したとか、あるいは研修をきちんと受けているという要件があるかどうかということです。

○前田 東京では、裁判員裁判の法廷弁護技術研修をやっていますので、その研修を受講した人、あるいは、既に裁判員裁判を経験した人などを要件としています。各地も、バックアップ名簿の載る人の要件としては、東京と同じように研修を受けたか、あるいは既に裁判員裁判を何件か経験したということが多いようです。千葉の場合には、裁判員裁判の事件数が多いものから、裁判員裁判を経験した数に関する要件が、ほかの単位会に比べると相当多かったと記憶しています。

○高橋 2番目に選任される弁護人なんですけれども、聞くところによると、当初選任された弁護人の一本釣りで、例えば、同期だからとか、あるいは事務所が同じだからとか、あるいは、仲がよいからという理由で、2番目の弁護人の推薦を希望して、その人が裁判所に指名通知で上がってくるといことが、結構あります。これは、いかがなものかと思っているんですけれども、そのあたりについて、何かお考えがありますか。

○前田 ご指摘はよく理解できます。ただ、なかなか難しい問題もあります。全体を把握しているわけではないのですが、実情を聞くと、例えば、被疑者国選の段階から複数で入る場合には、時間的余裕がないので、2番目の人は最初に受けた人と組んでやりやすい人が選ばれる傾向にある。それは、スピーディーに選任できるうえに、ウマが合わない人とか知らない人と組んでも活動がしにくいとかの事情があるからだと思います。ただそれが、裁判所から批判されるような、似た者同士、あるいは、余り実働にならないような人が入ってしまう結果になっていることはあると思います。公判段階で2番目の弁護人を選ぶときには、時間的には少し余裕があるので、弁護士会に返してもらい、会が裁判員対応名簿の中から弁護人を推薦するようにしていますが、被疑者段階から2番目の弁護人を選任する際には、裁判所が指摘されるような傾向が生じているのは間違いないので、そこをどうするか、今、議論している過程です。

○司会 公判段階では、お友だち同士で共同受任するということがないように弁護士会がチェックをしている体制はあるんですか。

○前田 弁護士会にご相談くださいと伝えていますが、必ずしもそれが実践されず、最初に付いた弁護人が2番目の弁護人の名前を挙げて裁判所にお願いをすることがあります。

弁護士会に連絡があると裁判員裁判対応名簿を作成しているので、その中から、最初の弁護人の経験などを踏まえて2番目の弁護人を推薦することができます。そこで、必ず、1回弁護士会に戻してくださいというのを徹底すれば、適格と思われる2番目の弁護人の選任ができると思っていますが、先ほど申し上げましたように被疑者の段階から入ったときの時間の問題もあって、最初に選任された弁護人の意向で2番目の弁護士の方が選任されるということもないわけではありません。ただ、直近の日弁連裁判員本部の会合で、弁護士会に必ず返してもらっている単位会も結構あることが分かりました。2番目の弁護人について、力量のある弁護士を付けるよう徹底している単位会は、例えば、青森、金沢、福岡、千葉などです。

○村岡 それは、「有効な弁護」を保証してもらおう被告人の側から見たら、質を考慮した弁護人選任を当該弁護士会がやってくれているということになるわけですね。ところが、実際には、そうした弁護士会はむしろ少なくて、多くの単位弁護士会では、有効な弁護の質の保証という観点ではなくて、システムを回していくための人の確保のほうに関心があると、こういうことですか？

○前田 必ずしもそうとはいえません。被告人同士がやりやすいほうが、被疑者・被告人の利益を図ることになるかもしれない。被告人同士がうまくいかないと、それが被疑者・被告人にとって不利益になるケースもある。そういうことで、村岡さんが整理されたようには一概には言えないかもしれない。ただ、裁判員裁判の経験があるとか研修を受けたとか、ある程度客観的に評価できるものを持った人を意識的につけるほうが有効な弁護に資することは確かであり、そのようにしたいと思っても、様々な事情でそこまでの態

勢ができていない単位会も相当数あることは間違いないということです。

○高橋 実際の事件で弁護人に選任される弁護士なんですけれども、例えば、スタッフ弁護士を重点的に充てるとか、あるいは、そういうことは考慮することなく、スタッフ弁護士と契約弁護士が名簿に平等に並んでいるとか、そのあたりの仕組というのはどうなっているのですか。

○前田 それも各地で全然違いますね。弁護士会によっては、スタッフ弁護士も契約弁護士も全く平等に扱うべきだということで、同じように受任しているところもあります。また、逆に、例えば、秋田などでは、裁判員裁判の担い手はスタッフ弁護士と位置づけられて、相当数のスタッフ弁護士が裁判員裁判を担っている地域もあります。

○神山 私のわかっている範囲で言いますと、今前田さんが言われたように、弁護士会でばらばらです。一つは、スタッフ弁護士であろうが、一般の契約弁護士であろうが、全く分けないで、順番に名簿に載せて配点をしていくというやり方です。これが多いと思います。反対に、秋田なんかは非常に特別で、複数選任のうち、一方は必ずスタッフ弁護士が選ばれているというのが慣例になっています。それは、逆に言うとスタッフ弁護士が頑張っているという実績でもありますけれども、スタッフ弁護士が担えば、研究室に相談がありますから、秋田の事件はほとんど全件、何らかの関与を、研究室はしているということになります。中間にあるのは、一般名簿で回すんですけども、受け手がいないときとか、2件目、3件目となったときには、スタッフ弁護士を利用する。だから、何件かに1件は、必ずスタッフ弁護士に回ってくるのかですね。沖縄はこの例だと思います。地域によっていろんなパターンがあるというのが実情ですね。

○高橋 ばらつきがあるとおっしゃるのですが、もともと裁判員法と同時に、総合法律支援法もできて、常勤弁護士の位置づけというのは、裁判員裁判に対応できるような弁護士、これを常勤の形できちんと確保して、実際の事件もそれを中心に回していきましょと、そんな理念があったと思うのですが。

○前田 ありましたね。司法制度改革審議会の意見書にはそう書かれています。

○高橋 それが、なぜ審議会意見書のとおりになっていないのでしょうか。これは問題だと思うんですけれども。

○前田 確かに、審議会意見書での理念はそのようなものでしたが、必ずしも、常勤弁護士の態勢で実際に担いきるとまでは打ち出していないというのが私の理解でしたし、それはある意味非現実的でした。いずれにせよ、現在のスタッフ弁護士の人数や態勢で、全部の裁判員裁判を担うのは、実際には、およそ不可能ですね。

○司会 だから、スタッフ弁護士を、とにかく裁判員裁判に対応できるように全国に配置する。そのために数をふやす。そういうことは必要ですね。

○神山 そうですね。

○前田 地域によって実情が違おうし、スタッフ弁護士の受け入れについての相当な温度差がありますね。

○司会 それをどう打開して、どう是正するかについての考えは、神山さん、ありますか。

○神山 ちょっと是正は無理というのが実情です。各単位会との問題で、スタッフ弁護士がそこに配置できるかどうかですね。全国的には、まだ配置されていない地域もある。そこに配置できなければ手の出しようがない。次は配置したとして、裁判員裁判の配点が、スタッフ弁護士にどういう割合でくのかということの協議が進まないと難しい。そういう課題があることは間違いない。

ただ、法テラス自身として、方向性をはっきりと打ち出す必要があると思います。一つには、法テラス全体として、スタッフ弁護士を募集するときに、裁判員裁判を前面に打ち出した募集をかけないとだめだと思います。今、法テラスに来るスタッフ弁護士の多くは、裁判員裁判というよりは過疎地対策であるとか、司法ソーシャルワークであるとか、そういう方向に興味を持っている人のほうが、数としては多いですね。裁判員裁判を積極的にやりたい人を、全面的に募集している。その人たちはきちっと養成をして裁判

員裁判の中核を担うような仕事をしてもらうという整備をする。卵が先か鶏が先かになってしまいますけれども、そういうことができれば、裁判員裁判を希望するスタッフ弁護士を多く採用してきちんと教育して送れる。ところが今は、採用しても各地に送れないので採用できない。採用できないとなると、裁判員裁判に必ずしも志がない人もたくさん入ってきてしまうという、こういう悪循環になっていると思います。

○前田 私は東京の都市型公設事務所の所長を5年やりました。そのとき、日弁連のひまわり公設事務所や法テラスのスタッフ弁護士として弁護士過疎地域で活動したいという若い弁護士を何人も採用しました。私の公設事務所は刑事対応型でしたので、刑事事件を相当数担うことが必須でしたが、ひまわりや法テラスを希望する方は、必ずしも刑事ばかりやりたいという人ではありません。むしろ、それぞれ地域での市民の民事事件を一生懸命やりたいという人が多いので、法テラスのスタッフやひまわり希望の弁護士には、民事事件を相当数担当してもらい、その力をつけて地方に送り出すという構造になりました。刑事だけを担いたいという人は、東京に残して独立させるというパターンでした。

結局、スタッフ弁護士の役割をどう位置づけるかということに関連しますね。

○松井 前田先生から、先ほどスタッフ弁護士の数は予算上263名でございますけれども、その程度の人数しかいないから、裁判員裁判を全部担うには、やっぱり数的にも難しいというお話もあったのですが、それも鶏が先か卵が先かという話で、結局スタッフ弁護士が何をやるべきなのかという話だと思います。263名というのは絶対的な数字ではないと思います。国選もそうですけれども、司法ソーシャルワークというのは今法テラスが組織を上げてやっていくという位置づけで、国会議員や関係省庁に法テラスの方向性というのはこうだという説明をしているわけです。今年2月28日に法テラスの第3期中期目標が法務大臣から指示されましたけれども、その中にも力強く書いてあります。やっぱりそういう作業が大事だと思います。中期目標には、スタッフ弁護士の役割のひとつとして裁判員裁判対応というのも色濃く

書いています。要は法テラスが、まずはスタッフ弁護士をどう位置づけるのかという問題だと思っています。

もちろん国選弁護だけ担うというものではないと思うのですね。スタッフ弁護士というのは法テラスがやっているさまざまな事業のセーフティネットとして機能すべきものなので、偏りがあってはいけないと思います。国選弁護もやりますし、司法ソーシャルワークを活用して法律扶助業務もやると、地域連携もやるというような人材を獲得しなければいけないと思うのですけれども、いずれにしても、そういう位置づけというのを法テラス全体できちんと位置づけるということと、やはり弁護士会が、それをよく理解していただきたいということです。それを商売敵のように扱われてみたり、ほかに受け手がいないときやればいいじゃないかといった扱いをされるというのは、方向性としてはおかしいと思っています。そのような見られ方がされているからこそ、全国配置も進まないのだろうと思うのです。具体的には札幌、宮城、山形、神奈川、山梨、石川、岡山、大分といった地域にスタッフ弁護士が配置できていません。弁護士自治の中でやっているから仕方がないのだという意見もありますが、少しずつでも理解を得るべく、説明を進める必要があると思います。そのためには、スタッフ弁護士とはどういうものなのか、何をすべき存在なのかについて、私どもが皆でよく考えなければいけないと思っています。

○和田 ジュディケア弁護士で数が足りているから、スタッフ弁護士はもう裁判員裁判をやらなくていいという声も一部では聞かれますが、私はそうは思いません。私は、東京弁護士会に所属していた4年の間に、神山先生をはじめとする諸先輩から指導を受けてきましたので、そこで学んだことをできるだけ、任期中に残したいという気持ちがありました。任期中に、日弁連の講師を招いて、裁判所の法廷をお借りして法廷技術研修を行ったこともありました。また、私と一緒に担当した弁護士の方が、すごく裁判員裁判が楽しかったと、こういうふうにやるんだなと思ったという感想を述べてくれ、その経験をもとに、その方が今、新たに別の裁判員裁判をやっているというこ

とも聞いています。

○前田 しかし、和田さんは優秀な弁護士だから、そのような評価が出るのは当然だけれども、神山さんらの指導があるにもかかわらず、私の知る限りでは、スタッフ弁護士が全国的に見て、あらゆる地域から評価されているかというと、必ずしも、そうではないようです。そこで、質の高いスタッフ弁護士を各地に送り出さないと、評価を受けられないと思います。

難しい事情はありますが、松井さんが指摘されたとおりで、スタッフ弁護士が何をを目指すのかをしっかりと位置づけて、そのための施策をとらないといけないだろうと思います。弁護士はそれぞれが独立して稼業をしているので、スタッフ弁護士が入ってきたときの地域の拒絶感は、結構あるように思います。理解はされてきているとは思いますが、和田さんの言われる方向での必要性もあると思います。しかし、全国的には受入れない地域もあり、また、個別にスタッフ弁護士を見ると、評価を受けるには、まだまだという方もおられて、課題はあるような気がします。

○村岡 その反対している地域では、裁判員裁判とは、弁護士であれば誰でもできた従来の刑事弁護とは違うのだという意識、もっと専門性を要求されている分野なのだという認識が決定的に欠けているのではないのでしょうか。結局、きょう和田さんが紹介しているように、裁判員裁判に特化した経験と技量を積んだスタッフ弁護士が入ることによって、確実にその地域の弁護の質は向上するわけですね。弁護士であれば皆、よい弁護をしようと思っていますから、被告人のために有効な弁護を提供するという原理原則に誰も反対していないと思うのです。それを自分たちで実現できているのかといえば、できていないのに、「国選弁護というのは裁判員裁判も含めてみんなでやるべきものだ」という、古い理念に支配されているような気がして、そこが決定的に間違ってるのじゃないかなと思います。私自身は、裁判員裁判対応の弁護士というのは、刑事の特殊なノウハウを持った人たちでなければ担えないと思っています。それは、裁判員を経験した市民の人たちがはっきり認識していることです。検察官のパフォーマンス、裁判官のパフォーマンス、弁

護士のパフォーマンスを比較したときに、断トツに弁護士の評価が低いわけです。これはもう、裁判員の方々の基準から見ると、弁護士全体が改善勧告を受けているということです。認証評価に例えれば、裁判員という第三者機関によって、弁護士会は「弁護士のパフォーマンスを改善しなさい」と改善勧告を受けているのと同じですよ。

○前田 しかし、弁護士会には、そうしなくても担えるという自信のある会がある。村岡さんがかつて登録していた札幌弁護士会も、村岡さんの尽力で最初に当番弁護士を始めた大分県弁護士会も、スタッフ弁護士を受け入れていない。弁護士として、我々が自ら担う、応援はいらないという意欲は貴重ではあります。

○村岡 抗弁がありうるとしたら、そう言うしかないでしょう。その自信は持っていても構わないけれども、本当に被告人のためを考えるのであれば、やはりスタッフ弁護士は要らないということにはならないでしょう。

○松井 一言申し上げたいのは、今単位会それぞれの考え方で要らない場合があるとおっしゃっていましたが、裁判員裁判対応のためのリーダーとして必要かどうかということとセーフティネットとして必要かどうかという部分があって、少なくともセーフティネットとしては絶対に必要だと思うのですね。

弁護技術の課題と研修の重要性

○司会 それでは、次の弁護技術の向上に向けての課題と研修の重要性についてに入ります。

弁護技術向上に向けた取組みはどのようなかということ。それから、その成果は上がっているのかという問題ですね。これも日弁連がどのようなかということと法テラスはどのようなかということがありますが、同じように前田さんからお願いしましょう。

○前田 先ほど村岡さんから厳しい評価を受けましたが、私は日弁連裁判員本部副本部長もやっていますので申し上げます。裁判員裁判に対応するため

の技術の習得は二つの観点からしなければいけないと思います。

一つは、法廷で見たこと聞いたことだけで、裁判員が判断するわけですから、法廷弁護技術をきちんと習得しなければならないということです。これについて最も鍛錬を積んできたのは、陪審裁判の国であるアメリカ、イギリスですね。そこで、アメリカで実際に行われている法廷弁護研修を、日弁連の何名かの弁護士が実際に受講して、その方法に学んで全国の弁護士に修得してもらおうと、裁判員本部に法廷弁護技術 PT を設置しました。高野隆さんを責任者として、神山さん、後藤真人さん、四宮啓さんとかが中心メンバーで、日弁連の研修をしています。アメリカから直接講師を招いて研修するという取組みも何回かやりました。また、法廷弁護技術 PT の弁護士が全国に出張して、1日ないし2日間の研修をやってきました。

研修方法としては、講師が冒頭陳述とは何かという短時間の講義をやった後、冒頭陳述を受講生が実践します。受講者が全員実践する。その1人1人の実践について、複数の講師がコメントを加える。次に尋問とは何かという講義をして、実際に受講生が尋問する。それについて講師がコメントする。最後に、弁論とは何かという講義をやって、受講生が実演して講師がコメントする。このように、すべてのステップを実演型でやってきました。実践しなければ、力がつかない。ゴルフに例えると、いくらゴルフの本を読んで一生懸命シミュレーションをしても、ゴルフ練習場で何度も球を打たなければうまくならないのは当たり前ですが、それと同じ発想です。これが最大の特徴です。裁判員裁判以前には、我々が意識的にこのような方法で弁護技術を追求したことはありませんでした。

しかし、その弁護技術の習得が、現実に裁判員裁判を担っている弁護士全てに徹底しているかという点、必ずしもそうではないというのが現状で、いろいろな批判を受けて、村岡さんが指摘したような結果になってはいます。ただ、個別に見ると検察官よりもはるかに高い評価を受けている弁護人が相当数いることは間違いありません。

○高橋 その関係でよろしいですか。アンケートを裁判員の方に書いても

らったら、そのコピーを裁判所に置いておいて、検察官、それから弁護人に、いつでも、ご要望があれば渡せるという態勢をとっているんです。これこそ、まさに自分の評価が書いてあるとても参考になる資料ですので、ぜひ、確実に皆さんに読んでもらいたいですけれども、その辺りはどうなっていますか。

○司会 裁判員裁判が終わったらすぐに弁護士会から、その弁護人経験者に連絡があって、私もアンケート結果をもらいに行ってきましたけれどもね。

○前田 東京三会では、そうするようにはしています。

○高橋 なるほど、そうですか。地域によっては、あまり弁護人がよく見ていないところもあるようなんですが。

○前田 以上が弁護技術修得の一つ目です。先ほど、私は「型」といいましたが、その型を学ぶ方法です。ただ、それでも型として学びにくいのが、尋問ですね。尋問については、なかなか習得しにくいという現実があります。

もう一つの柱が弁護戦略の問題です。これは必ずしも裁判員裁判に限りません。刑事事件の全てに通じることですが、この事件で、被告人としては何を主張し何を獲得するのか、それを明確にさせた上で、そのために何をすべきか検討する必要があります。弁護戦略の立て方に関して、裁判員裁判で従来と大きく変わったのは、神山さんが指摘されました、情状弁護の領域です。有利な情状をできるだけ指摘して、後は裁判所の判断に委ねるという方法では、有効な弁護にならないことははっきりしています。そのような情状弁護を含めて、弁護戦略は非常に大事ですので、日弁連裁判員本部に弁護戦略PTをつくりました。その中心メンバーが岡慎一さんであり、神山さんです。

ところが、弁護戦略の研修方法としては、先ほど申し上げましたが、個別の具体的事件を取り上げて、このケースで、あなたはどのような戦略を立てますかという研修をする必要が生じます。そこで、個別の具体的事件を取り上げて、受講生に冒頭陳述や弁論のペーパーを事前に出させて、それについて議論をするというやり方を取りました。それでないとなんともつきません。ということで、研修に手間がかかるので、神山さんも苦労されました。東京弁

護士会では、神山さんを2回呼んで弁護戦略研修をしましたが、教える側のスタッフがなかなか育たなくて、継続的にできていないというところがあります。

また、各弁護士会でも、同じような取組みはしております。東京弁護士会では裁判員裁判の実施を睨んで刑事対応の公設事務所をつくりました。私は五年間、その公設事務所所長をやりました。ここは法律事務所ですから、若手弁護士と一緒に実際の事件を担います。そこで、弁護戦略を研修する場としては、格好の舞台といえます。私も若手弁護士と何件か事件を一緒にやり、また、必ず刑事実務検討会を開いて、各弁護士が実際に経験した各事件について、弁護戦略がよかったのか悪かったのか、あるいは法廷での弁論はどうだったか、議論をしました。弁護士会が公設事務所を設置して、弁護技術を向上させようという試みは、幾つかの単位会において受け入れられています。

日弁連裁判員本部では、以上のように、弁護人としての力量をつけるため二つのPTをつくりました。ただ、残念ながら、我々の組織的な力量のなさもあり、弁護士にあまねく浸透することが難しいようです。

そして、毎年、相当数の若い弁護士が加わってきます。そういう人たちが、刑事弁護の新たな担い手になっていくという構造があるのですが、新しい弁護士にとっては、裁判員裁判が当たり前の所与のものになっていて、新しいものとの認識が少ない。我々は、新しい制度が始まるのでこれに対応する必要があるとして、意識的に裁判員裁判の弁護技術を習得しようとしたのですが、どうも最近は違う雰囲気になっているようです。若い人たちは、新しい、違うものに取り組むという意識がなかなか育たない。だから、新人対策を考えないといけないという現状があると思います。

○司会 法テラスの側ではさっき高橋さんからご質問があった点についても、含めて、今どんなことをやっているのか、紹介していただけませんか。

○神山 法テラスのほうでは、とにかく裁判員裁判の担い手をつくるんだという意識のもとで研修をしています。研究室がやっている活動は大きく二つ

あります。一つは、裁判員裁判を受任したスタッフから相談を受けて、どういう弁護方針でいくのか、どういう尋問をするのか、どういう弁論を書くのかといったことまで相談に応じています。したがって、記録も読みます。証拠も見ます。その上でのアドバイスということですから、大変なんですけれども、少しでもいい成果が上がるように導いていきたいと思っています。もう一つが、研修です。スタッフ弁護士の質を上げていくため大きく三つの研修をやっています。一つ目は養成中に、基本的な研修をする。二つ目は、去年から始めたのですが、裁判員裁判を、ぜひ、積極的にやりたいという人を中心に専門研修をする。三つ目は、毎年2回、実際にスタッフが受任した裁判員裁判を素材にして事例研究研修をしています。終了した事件を検討して、多くのスタッフ弁護士にフィードバックしたほうがいい事件だとか、教訓的な事件だとかというものを取り上げて、共通の認識にしていくということをやっています。この事例研究研修は、自分の全事件を報告して検討会をしますよ、それでもよければ参加してくださいという要件をつけていますので、意欲のある人しか参加しない。逆に、そうやって参加してくれた人については、厳しい意見も飛び交うわけですが、その中で、研修ができる。弁護士会でやると、成果が上がった事件はよくやりましたということで終わるんだけど、成果が上がらない事件を取り上げて、ああでもないこうでもないというのは、ちょっと、やりにくい部分がありますが、法テラスでは、それができる。これは画期的なことだろうと思っています。研修で取り上げている中身ですけども、大きく三つ。一つは、前田さんが言われた法廷技術です。これは日弁連と協力しながらやっています。

二つは、情状事件です。犯情事実の事実認定を経た上でどのような量刑に導くのかというようなことを、課題を与えて、公判前整理手続終了前の段階での想定弁論を書いてもらう。ケースによっては、想定冒頭陳述、証拠意見等も書いてもらって議論をします。三つ目は、可視化時代を迎えての捜査弁護です。特に今の人たちには生のインタビューをして事情聴取をするという体験が少ない。これはどこでも、なかなか研修を受けられていけませんので、

事情聴取をするということの重要性和難しさ。それから、取り調べに対してどういうアドバイスをするのか。しゃべらせるのか、しゃべらせないのかというような点についての研修をしています。

この三つの研修に共通して特徴があるのは、他人のやり方を全員が見るところにあります。もちろん模擬接見をした場合には全員から見られますし、法廷弁護技術であれば、人がやっているのはもちろん見ます。情状事件に関しての起案は全員分を全員に配付しますから、他人が何を書いているかも全部明らかになります。参加した人は自分もさらして出しながら、他人のものを見ることによって、技術をあげるといことをやっています。このような取組みを通じて、実際に成果が上がっているのかどうかという厳しいご指摘もありますけれども、自信をもって送り出すことができるスタッフ弁護士を育てています。

その人たちが、和田さんのように、各地域で成果を上げることによって、その若い人たちが、そのスタッフ弁護士を慕って、さらに周囲に技術を広げていくということになっています。しかし、スタッフ弁護士の全員が全員、一定の質が確保できているかという、どうでしょうか。裁判員裁判のアンケートの方式が去年1月から変わったことを踏まえて、終了した事件についてはアンケートをよこせと言って、全部こちらで見えるようにしています。特徴的なのは、おおむね、検察官と伍してわかりやすいとか、ということとで余り差がないのがほとんどです。

ただ、事件によってはわかりにくいというアンケート結果が、幾つか出てくるわけですね。それで実際に検討会をしてみると、どうして、もう少しこういう主張ができなかったんだらうかと、どうして、もう少しこういう観点での吟味ができなかったんだらうかという指摘をするものがあります。そのような指摘が有益だと思えば、先ほど言った事例研究研修に持ち出して、全員の共通素材にしています。こんなことで、今一生懸命スタッフの力量を上げるための努力をしているところですね。

○松井 スタッフ弁護士は養成段階で、裁判員裁判を必ず経験させるといっ

たOJTはしていないのですか。

○神山 ないですね。

○松井 地方、特に過疎地は事件数も少ないので、都心部にいるときに、そのようなOJTをするとの組織としてのポリシーがあってもよさそうですねども。

○神山 私も全く同感です。実態として、養成先に送るときに、その養成先が必ずしも刑事事件を多くやっているとも限らないですし、その養成先に裁判員裁判が、ちょうどいい機会に回ってくるとも限りません。1年しか養成事務所にいませんから、養成先でようやく裁判員裁判にめぐりあえても、事件が終了する前に赴任地に行くということにもなりかねませんので、その辺のところは、なかなか時間的にも難しい問題があるのかもしれませんが。ただ、できれば、先ほど言った積極的にやりたいという希望を出している人たちについては、それがかなうような養成先に配置してほしいというふうには、本部に意見は述べています。

○前田 裁判員裁判の担い手になりたいという人には、その研修ができる養成先に送ろうという努力は、間違いなくしておられるとは思いますが、要するに、スタッフ弁護士に何を求めるかという、先ほどの松井さんの議論になるのだと思います。

○神山 そのとおりです。だから、例えば、スタッフ弁護士の役割が明確になってくれば、その役割を果たすための養成先事務所というの、ある意味、決まってくるわけですね。ところが、今はそうじゃなくて、とにかく養成してくれる事務所を先に探しちゃっているという状況ですから。

○司会 ちなみに、事例研究研修を受けるスタッフ弁護士は何人ぐらいいますか。

○神山 年間80人ぐらいはいます。これは、要するに全スタッフ弁護士を対象にしていますから、80人が多いか少ないかというのは微妙な問題ですねども。

○前田 それなりにいるということですね。

○神山 それなりにいる。ただ、この中には、和田さんのようにたくさんの事件を受けて参加している人もいれば、まだ受けていないとか、受ける予定だから参加しているという人もいますので、濃淡はあります。ただ、少なくとも今のような参加要件を課した上で参加してきているわけですから、それなりに意欲を持っていることは間違いない。

○前田 弁護戦略の獲得には、そのような研修をきちんとやらないと絶対にだめだと思いますね。

○司会 日弁連、法テラスに対する注文とか、批判とかあったら、どうぞ。

○村岡 日弁連の刑事弁護センターニュース（No.57）などを見ても、日弁連が裁判員裁判研修に対して大変意欲的に取り組んでいることはよくわかります。

しかし、研修が全国の単位会全てに浸透してはいないようです。その理由は何かという、結局、単位弁護士会のほうが派遣型研修を招待しないから行けないということですよ。この仕組みは、やはり変える必要があると思います。「自分たちのところだけで賄いきれます」という考えは、被告人の立場から見れば、やはり本当に有効な弁護を提供する気があるのか疑問ということになります。

単位弁護士会が呼ばない限り、大変優れた研修が実現されないという現状を何らかの形で変えることだろうと思います。

○司会 変える具体的提案を。

○村岡 一つは、裁判員対応弁護士に研修を義務化することです。義務化が無理であっても推奨要件とすることは可能ですよね。研修参加を推奨するという形で、裁判員裁判対応の弁護士の事実上の資格要件にするしかないという気がします。法テラスが、裁判員裁判をやりたいという積極的意欲を持った4分の1のスタッフ弁護士のために、これほど質の高い研修をやっているのをスタッフ弁護士だけに限定しておくのは、ある意味もったいないと思います。これを何とか、日弁連のいわゆる刑事弁護を担う層を引き上げるための研修に転用できないかと思います。各地に、スタッフ弁護士とは別

に、国選弁護を担っている単位弁護士会の契約弁護士がいるわけで、やはり訴訟当事者として有効な弁護を提供する責務を負っています。そうすると、やはりそこには一定の刑事弁護人としての「専門性の認定」とまではいかなくても、裁判員裁判を担当し得るある種の品質保証がどうしても必要になると思うのです。そうすると、裁判員裁判対応の弁護士登録のため、あるいは契約弁護士となるための契約条件として、義務づけは難しいのかもしれませんが、少なくとも推奨するという形で、裁判員裁判を担うために必要な研修を受けたということが考慮される必要があると思います。私自身、まず考えるのは被告人のことであり、被告人の立場から考えたときに現状ではかわいそうだと思うのです。私の指導する留学生が、実際に裁判員裁判を見てがっかりして帰ってくるのは、弁護人のパフォーマンスの低さなのですね。そういった現実がある以上、弁護士にはそのレベルを引き上げる義務というか責務が当然にあるわけで、そのために、日弁連も、法テラスもこれだけ質の高い研修を練り上げているのですから、「これを受けなければ、あなたは裁判員裁判の弁護人を名乗る資格はないよ」という方向に持っていくしかないと思います。

○司会 法テラスでの研修の転用というのは。

○村岡 研修を開放するということです。これだけ質の高い研修をスタッフ弁護士限りでやるというのは、ちょっともったいないですよ。

○神山 実は開放ということは、私も考えました。ただ、開放するには条件があって、今言った研修というのは大人数ではできないんですよね。少人数制のゼミ形式であればこそ、価値が上がる。そうすると、これを大人数制でやることになると、まさに講師陣を、かなりつくらなきゃいけないという問題がある。それから、一番大事なのが箱の問題です。常設の研修所みたいなものがあるとすれば、そこに講師陣が詰めて年間の授業がある。そこへ、ジュディケアの人たちが、何コマかとして来られるというようなことになれば開放というのもあると思っています。しかし、そういう条件が整わないので、今は、いわば旅芸人みたいに、各地を回ることになります。日弁連の、当初の法廷弁

護技術キャラバンというのは、そういうやり方をしたんですよね。

○前田 一時期は、各地に押しかけてやりました。

○神山 そうですね。各地、年間10か所行くとかいうのを2年間ぐらいやっただんですよね。そのときには価値があったんです。その2年間は。ただ、延々それが続くわけじゃありませんので、結局は、間ができちゃうんです。毎年毎年生まれてくるジュディケアの人たちについて、いつでもちゃんと受けられるようにすることが必要になってくる。

○司会 そういった客観的な条件は別にして、法テラスでの研修をオープンにして、契約弁護士も受け入れるということについては、前田さん、個人としてでもいいですけども、どう思いますか。

○前田 個人的には何の問題もないし、やる意義があると思います。難しさは、研修の方法が、大人数の座学ではないところです。法廷弁護技術の型の練習も同じです。少人数で相当時間をかけて濃密にやります。弁護戦略の修得は、もっと細かにやります。ですから、開放するといっても、講師陣が繰り返し回数をこなすとか、各地に出向いていくということではしかなしきれないところが、最大の難点です。法テラスでの研修を契約弁護士も入れて一緒にやる、開放するというのは、私も異論はありませんが、方法としてそれほど容易なことではないという気はいたします。

○村岡 アイデア倒れかもしれませんが、講師陣と箱ものというのであれば、各地にあるロースクールが使えないかと考えました。つまり、どのロースクールでも、その地域の単位弁護士会の協力を得て、刑事弁護の実務家教員を派遣してもらっています。そういう人たちが講師陣となって、裁判員裁判を志す弁護士のために、リカレント教育として、いわば裁判員裁判対応のNITA型研修をすることは可能だと思います。箱だってあるわけです。もし、本気で裁判員裁判を念頭に置いて刑事弁護の底上げをやるのであれば、日弁連あるいは法テラスと各地のロースクールは提携できるのではないかと思います。

○和田 研修を受講する若い弁護士側の意見でいうと、裁判員の技術を向上

させたいという若手の弁護士はたくさんいらっしゃると思います。茨城から、わざわざ東京まで研修を受けに行く方もいます。神山先生が研修をやるという東京に受講しに行く人もいるわけです。

○高橋 裁判所の立場から4点ほど。

まず、1点目は、裁判員裁判を担当する国選弁護人の名簿は、やはりきちんと裁判員裁判の経験があるとか、必要な研修をきちんと受けた方にするとか徹底していただきたいということです。

2点目が、せっかく質の高い研修を受けた常勤弁護士の方がおられるので、そこで得た知識やノウハウを契約弁護士の方々に伝授するということをシステムティックに構築していくべきではないかと思います。こうしたことをもっと真剣に考えたほうがいいと思います。単に、個別の信頼関係で行うというのではなく、制度的に構築すべきではないかと思います。

3つ目が、先ほど裁判員経験者の書かれたアンケートを、ぜひ読んでほしいというお話をしましたが、それと、ちょっと似たようなことなんですけれども、各地で、裁判員裁判の審理が終わった後に、実際に担当した裁判所と検察官と弁護人が集まって、振り返りの反省会をしている例が多いです。これはとても有効な取組で、裁判所にとっても、両当事者にとっても、非常にためになります。その中で裁判官としての意見を言うことももちろんありますが、裁判員の感想をお伝えすることもしばしばあります。あの立証活動はこういう目で見られていたよと、こういうところが理解を得られていなかったよなどといったこともお伝えします。そういう裁判員の感想は、弁護士さん自身にとって非常に勉強になると思うんですが、これが、その弁護人だけでとまっちゃっているのが実情なんですね。会内の他の弁護士との間でうまく共有ができていない。本来であれば共有してほしい財産なので、例えば、弁護士会に報告を上げて、会のほうでこれらから抽出した成果物を作るといった作業をしていただいてもいいのではないかと思います。そうしないと、何かとてももったいないと思います。

4点目ですが、情状弁護が裁判員裁判になって大きく変わり、いろいろな

研修などで相当ご苦労されていると思いますが、今から２年後に刑の一部執行猶予の制度が導入されます。これは新しい形態の刑が一つ増えるようなものなので、弁護士の皆さんにも相当勉強してもらわないといけないと思います。例えば、よくない弁護活動の例としては、実刑事案だけれども、被告人もいいところがあるのでせめて刑の一部執行猶予をいただきたいと、単に弁論で言うだけ。これでは全く意味をなしません。何で、この被告人にとって全部実刑にしてすべて施設内で処遇するのではなく、刑の一部を社会内で処遇することが有意義なのか、これをきちんと主張・立証してもらわないと、効果はありません。特に裁判員裁判でも、刑の一部執行猶予が問題になる事例が出てきますので、裁判員に弁護活動をきちんと理解してもらう必要があります。このあたりの研修も今後力を入れていただきたいと思います。

○司会 スタッフ弁護士の研修の成果をシステムティックに伝えることはどうかという点については、どう思われますか。

○松井 法テラスの第３期中期目標にも、裁判員裁判対象事件については各地方事務所が弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と務めるということが書かれているところです。

すなわち、法テラスの目標としても、法テラスの中だけで完結すればいいというのではなくて、地域に反映しなさいと。その努力主体は、もちろん法テラス本部もそうだけれども、地方事務所もそうだと。そういうことです。だから、高橋課長がおっしゃっていたような地方で研修等を受けて、あるいは実務経験をできるだけ積んだスタッフ弁護士が、その地元で経験とか知識というのを、地元の弁護士会に反映させるというのは非常に望ましいことです。

○神山 今の研究室のたった４人しかない態勢では、それは無理ですから、本気にやるならもっと充実させなければいけない。ただ、研究室では、やっぱりいい研修素材の開発を進めるべきだと思います。その研修素材と研

修メソッドが、そこでつくり上げられれば、それをできる人たちを育てていけば、地方事務所主宰で、その地方でやることは可能になってくるわけですね。そういう意味でも、やっていかなければならないとは思っている。ただ、そのためには、もっと、そこに投入する力が要りますよね。法テラスはスタッフが担当した事件について、生の相談を受け、生の検討ができるというところに価値があるわけですから、その成果を返していくというのは非常に大事なことで、そうできれば本当にいいことであると思います。先ほど高橋さんが言われた地方事務所をもっと活用するという話で言えば、私は量刑データベースを地方事務所に置いてほしいと思います。

○高橋 はい。

○神山 一番、私嘆かわしいと思ったのは司法研修所にはないんですね、データベースの端末が。司法修習生に教えないでにおいて、新人弁護士に一体何を期待するんだと。だから司法研修所では、当然端末を入れるべきだし、それから、量刑データベースというものの、もっと広い利用というようなことを、考えられないかなという気はします。

例えば研修のときに、その場に生のデータベースがあり、その検索の機会があるのかないのかでは違うわけですね。例えば、地方事務所主宰の研修をしたときに、生で、今の事例であれば、こういうグラフになる。こういう条件で検索したら、こう出てくる。だとすると、どういう戦略を立てるのかというようなことが、実地教育できるわけですね。そういう意味においても、ちょっとその辺のところは考えられてもいいのかなと。

○高橋 現時点で、裁判所としてご協力できることを申し上げますと、地方事務所の研修の一環として、その地の裁判所にお越しいただければ、裁判所職員がお手伝いして、量刑データベースの操作をしていただくことができます。具体的な要望をいただければ、対応させていただきます。

○司会 村岡さんの提案の中の専門性の認定、これについてはどなたからも出ませんが、なかなか難しいのかな。

○前田 刑事弁護に限らず、ほかの分野でもいろいろ議論はありますね。

○村岡 刑事弁護がほかの分野と決定的に違うのは、国家刑罰権の発動が絡むからです。そのために憲法上、国家は「公正な裁判」を実現しなければならない。それは国家の責務としてある。その公正な裁判を実現するためには「有効な弁護」が機能しなければならない。それを担う主体は誰かということ、もちろん国家機構の一部である裁判所、検察庁も関係するのだけれども、司法制度を担う構成員として弁護士会が有効な弁護の提供主体にならざるを得ないわけです。裁判員裁判という、ある意味で理想的な形の国民参加制度を維持していくためには弁護人という構成部分が機能しないと、制度自体が破綻してしまいます。ですから、刑事弁護の専門性というものはほかの分野とは比較にならないくらい重要な位置づけになると思います。私は、刑事専門弁護士のライセンスが必要だとか、資格認定が必要だということを言うつもりはありませんけれども、少なくとも、裁判員裁判を担う弁護士には、「これだけの基礎があって、自分は裁判員裁判の刑事弁護人としての有効な弁護を提供できるだけの品質を備えています」という自負を持っていたかないことには裁判員裁判の弁護は無理だと思うのです。その意味では、当該弁護人がそういう優れた研修制度を受講しているということは、最低限の品質保証の印だというふうに思います。これすらも反対するようだと、もう弁護士会は裁判員が突き付けた改善勧告を履行することはできないなと思います。

○神山 私は個人的には村岡さんの言うとおりでと思うんです。ただ、日弁連のほうでも、どこまでを基準にするかは別にして、スタンダードな裁判員裁判をやるための研修を考えて、それを各単位会で実践しようという動きはあるでしょう。

○村岡 そういう単位会レベルの問題ではなくて、被告人の立場から言えば、「有効な弁護」の保障は原理なのです。原理の問題だから、そこは譲れない問題となる。

○前田 いや、もちろん原理は誰も否定しない。原理は否定しないし、そのとおりだとは思いますが、各地の弁護士会の実情を踏まえると、一律にはい

かないのでしょうね。弁護士の組織は、各単位弁護士会が基本になっている。私自身、被疑者国選の対応態勢に関する全国キャラバンで各地を回ったけれども、一律にはいかないと感じた。おっしゃるとおりだとは思いますが。

○**神山** 今村岡さんが言われたことや、それから和田さんが言ったように、若い人たちが、技術の研修は、むしろ求めているということであれば、法テラスが本当にやる気があれば、法テラスにちゃんと研修センターをつくって、講師をちゃんと置いて、その単位会の若手はそこへ通う。例えば、1週間通って研修を受けると。それで受講を終えたという証を出して、戻っていつて登録をするというようなことも、アイデアとしてはありますよね。

○**前田** 私は、それを日弁連の研修センターで行えればいいと考えています。

○**神山** それでもいいと思う。何か所もつくる必要はないわけで、1カ所で、ちゃんとした施設をつくればね。

○**前田** あるいは東京と大阪でもいいでしょうね。

○**司会** 大分展望が明るくなってきたというか、夢が膨らんできたというところで、時間もそれなりにたちましたから、スタッフ弁護士の役割の問題に最後に触れておきたいと思います。裁判員裁判を担う場合のスタッフ弁護士の役割とこれからの期待について、神山さん、和田さん、一言ずつ、スタッフ弁護士はどうあるべきか。それから、それをバックアップする法テラスはどうあるべきか。

○**神山** 私の考えは、和田さんが言ったことに尽きると思うんですよね。せっかくやる気があって、研修を受けて赴任をした。そこで裁判員裁判を一生懸命やることによって、そこの、若い弁護士の、尊敬を集めてもらって、若い弁護士から、ぜひ、「先生とやりたい」ということを言ってもらえるような存在になってもらって、その技術が下においていくということが一つ。もう一つは、その地域で3年間やったらその地域で任期を延長して、次は、その地域の先輩弁護士として、その地域に入ってくる後輩を今度は3年間ちゃんと指導してもらおうというようなことを、各スタッフ弁護士が自覚をもってやっていってもらおう。

法テラス本部には何を求めるかということ、自覚をもってやる人が、そういうことができるような業務体制を整えるというか、3年やって更新をして、次は、その事務所で先輩になって後輩を育てられるような、そういうシステムを作ってほしい。それができれば、草の根的でありますけれども、現状としても広がっていくんじゃないかなと、そう思っています。

○和田 今の神山先生の話と関連して申し上げますと、自分も含めて、更新をしないで1期で退任してしまうスタッフ弁護士が非常に多いと思います。私自身の考えですが、一番の理由は、異動の問題だと思います、私は茨城に赴任して、裁判員だけではなくて、いわゆる司法ソーシャルワークということもやってきたつもりです。その中で、福祉関係者をはじめとする関係機関との関係づくりにも取り組んできました。それは、非常にやりがいがありましたけれども、それを、また一から別の場所でやれるかということ、なかなか自信がありません。その地域の一員としてやってきたという思いがあるので、3年で異動して、また別のところで一から始めるというのは、なかなか難しいと思います。そういう意味では同じ地域でやり続けるという、先ほどの神山先生のアイデアというのは非常に重要だと思います。もう一つは、やはり、退任後のキャリアに、若干不安があるということです。私は、もともと法テラスのスタッフ弁護士になるというのは、一つのキャリアになると思って、スタッフ弁護士になりました。けれども、実際には、これからどうなるのかなという不安があります。

○松井 すごく大事な話をされていて、真剣に法テラスが取り組まなければいけない課題だと思うのですね。スタッフ弁護士は総合法律支援法にも何にも書いていない存在であって、何をすべき存在なのか、法テラス組織において、どのような位置付けであることが期待されているかという絵が描けていないのだと思います。だから、そういう絵を描き始めなければならない。それは弁護士会、法テラス、当事者であるスタッフ弁護士など皆で議論をする話かと思います。また、スタッフ弁護士の更新率が低いというのは大きな問題だと思います。私は、スタッフ弁護士は、総合法律支援を理解し、それ

で現場に飛び込んできてくれた人だから、将来、当然法テラスの指導者になるべき人、中で指導する場合もあると思いますし、神山先生みたいな形で外から法テラスを助けていただくというのもあっていいと思いますけれども、そういうところが現在明確でないので、一見すると使い捨てのようにイメージされる。だから、法テラスにも大事にされていないとか、各地弁護士会にも大事にされていないと感じてしまう。それは、すごく気の毒なことと思います。すごく大事な仕事をして、日本の司法の世界の根っこの部分を支えていることをみんなが理解しているよというメッセージも出さなければいけないし、それをちゃんと共通認識にしていかなければいけないと思います。異動の話もございましたけれども、ああいうのも含めて、3年がだめなら5年ならどうかとか、契約期間等も含め広く議論をすべきだと思いますね。

○和田 消極的なことばかり申し上げましたが、スタッフ弁護士はすごいやりがいがある仕事だと思っています。私は4年くらい東京で経験を積んで、途中で法テラスのスタッフ弁護士になりましたが、できれば1年だけ養成を受けた弁護士だけではなく、中途採用の弁護士がもっと増えたらいいと思います。

○神山 全くそう思う。だから、2期目というのが非常に大事なんです。それぐらいのところで、その地域になじめていけるというか、そこで、活躍できるわけです。

また、2期目の先輩がいることによって、対裁判所との、例えば、公判前のせめぎ合いなんかのときも、かなり頼りになるわけですね。そのことも、やっぱり今後は考えていかなきゃいけないように思うんです。

○松井 地方法律事務所の体制についても絵を描くべきだと思います。今1人事務所が多いと思いますが、司法過疎地だって1人ではなかなかできないこともあるわけですし、県庁所在地だったら、なおさらですね。

○司会 一言言い残したということがあったら、スタッフ弁護士の役割に限らず、どうぞ。

○村岡 私自身はいろいろなお話を聞いて、日弁連と法テラスとの関係、さ

らには単位弁護士会との関係が難しいのだなということを改めて知ったところではあります。既にこれだけの法テラスの実績があって、しかも契約弁護士の登録数などを見ると、かなりの割合で国選弁護の下支えをしているにもかかわらず、未だにスタッフ弁護士の受け入れが実現していない地域があるということには、昔議論されていた在野性云々の議論、つまり法テラスのスタッフ弁護士は国家的な支援を受けた公的、公務員的な弁護士だという理解とそれを理由とする反発が、まだ、残存しているのかなと思いました。しかし、諸外国の例を見てもわかりますとおり、刑事弁護における法律扶助の在り方を見ますと、国家と弁護士会の関係は対立ではなくて共に働くという、まさしく裁判員裁判の理念になっている「協働」にあるのです（日本司法支援センター平成26年3月刊行「法律扶助の再編と分岐—イノベーションと戦略的協働の追求—」）。そして、少なくとも、刑事弁護を担おうという弁護士の根底には、被告人のために有効な弁護を提供しなければならないという責務が、刑事弁護人の原理として、共通してあるだろうと思います。私は日弁連が当番弁護士制度を導入したときの困難さと裁判員裁判の現状改善の困難さを比べてみるのですが、刑事弁護人の原点を考えると言う点では同じではないかと思っています。当番弁護士制度の導入当時にも人数的あるいは地理的な困難さなど山ほどありましたけれども、最後に不可能の壁を突き破っていったのは、「本来、被疑者のために国がやるべきことだけれども、国が動かない以上自分たちでやるしかないじゃないか」という刑事弁護人の使命に根差した正論でした。裁判員裁判の現状の改善についても、被告人に「有効な弁護」を提供するという弁護人の使命から考えると、その専門性を確保して「有効な弁護」を提供することを実現しなければならないという点では全員が一致できると思います。そうすると、あとは裁判員裁判の弁護のレベルをどう底上げするのかという方法論の問題になってくるわけで、きょうお話を伺って日弁連も法テラスも大変実のある研修を考えていることが分かりました。残された課題はこれをどうやって全国に浸透させていくかということになります。被告人の側からすると、「きちんとした弁護をやってくれよ」というこ

とに尽きるわけで、現状改善の主体が日弁連であろうが、法テラスであろうが、それはどうでもいいのです。被告人が裁判員裁判で、「これだけの弁護を受けてよかった」といえる品質保証の刑事弁護を提供できるように、ぜひ、日弁連、単位弁護士会、そして法テラスが、共に働いて下さい。どうか、協働してください。これが私の願いです。

○司会 どうもありがとうございます。率直な感想として、裁判員裁判にかかわっている者たちがここに集まって、裁判員裁判の現状とこれからの方向性について明るい見通しが示されたということに驚きました。もう少し、それぞれに相手の非をあげつらって、かなり批判的な発言が出るかと思っていたら、そうではなくて、批判的意見もちろん出ましたけれども、出ていいんですけれども、とにかく前に向かって進む。そのために現在の段階で裁判員裁判があるべきものとして定着しつつあるという、そういう共通の認識が得られた。これは本当によろこばしいことでした。さらに、それぞれの立場から裁判員裁判が当面している問題、特に弁護活動について問題点が率直に指摘されたと思いますし、その中で重要な役割を果たすべきスタッフ弁護士、それからスタッフ弁護士を抱える法テラスとしても、各方面と協力しながら裁判員裁判を充実させていくためにやらなければならないという課題が確認できたと思います。ということで、この座談会を終わるということにしたいと思います。

表8 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年 (1月末)
総数	判決件数	5,784	138	1,423	1,442	1,415	1,294	72
	取調べ証人実人数	2.6	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	3.0
	検察官請求証人数	1.6	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	1.9
	弁護人側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3
自白	判決件数	3,292	110	905	818	753	662	44
	取調べ証人実人数	1.6	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	2.0
	検察官請求証人数	0.6	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	0.8
	弁護人側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.4
否認	判決件数	2,492	28	518	624	662	632	28
	取調べ証人実人数	3.8	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.5
	検察官請求証人数	2.8	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.7
	弁護人側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.2

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。

2 証人の数は、刑事局への個別報告による人員であり、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。

3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護人側請求証人数」に重複して計上した。

4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。

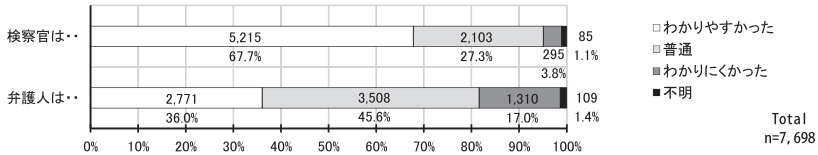
5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

7 概数である。

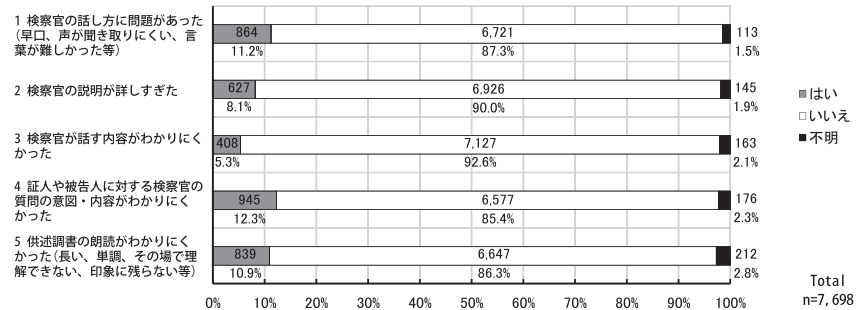
問3. 検察官や弁護人の法廷での説明や証拠調べは、わかりやすかったですか。

問3. 法廷での説明等のわかりやすさ

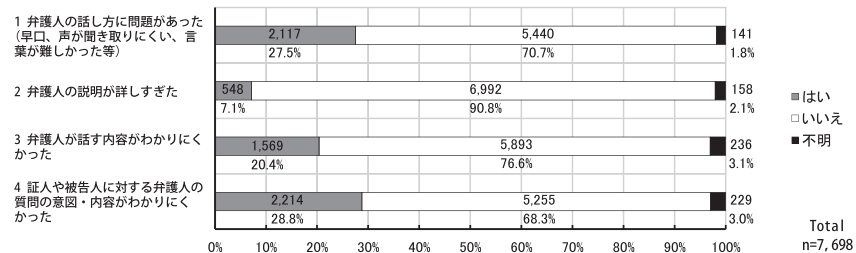


問4. 検察官や弁護人の法廷活動に対して感じられた印象についてお聞かせください。

問4. 検察官の法廷活動に対して感じられた印象



問4. 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象



(最高裁判所 HP より)